

# 消費者金融規制の改正と消費者保護： 国際的な視点

貸金業制度等に関する懇談会

2006年7月27日

## ACCJは、消費者に役立ち、経済に利益をもたらす強固な日本の金融サービスセクターを支持します

- 日本の消費者保護および経済成長をもたらす、近代的な消費者金融市場をサポートします
- このためには、消費者保護規制に関する国際的な最良事例を採用することが最も良い方法だと考えています

## 健全な消費者金融市場の特徴は何か

- 規制のもとにある業者から、安心してクレジットを利用することが可能
  - ヤミ金融が少ない
- 商品と価格設定について明確な情報開示
  - 消費者の過剰債務が低水準
- 持続可能な経済成長
- 失業率の低下

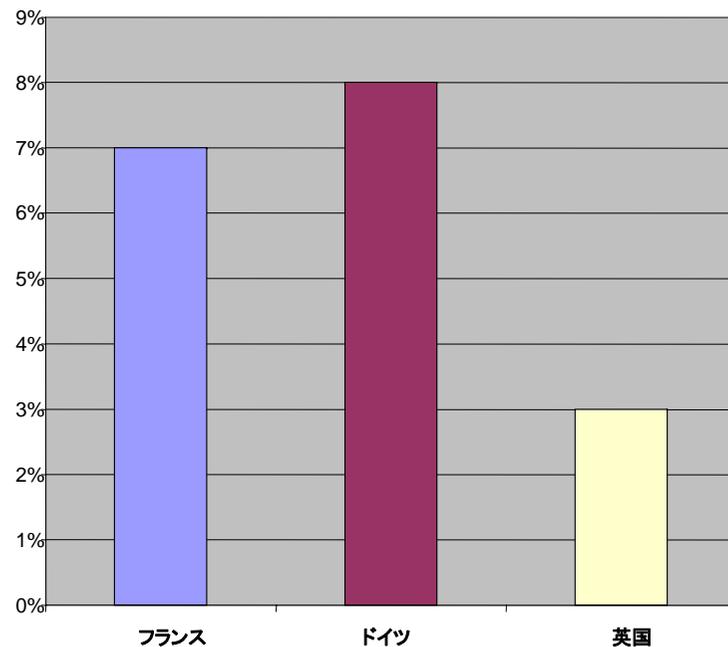
## 日本は、英国・フランス・ドイツ・米国を基準に評価されることが多い

- これらの市場には、過剰債務を防止するため、どのような消費者保護規制が存在するか？
  - フランスとドイツは、上限金利に重点を置いている
  - 英国と米国では、倒産に代わる方法として、明確な情報開示、強力な信用情報機関、金融教育とカウンセリングを提供することにより、責任ある借入と貸付を促すことに重点を置いている
- このような保護措置がもたらす結果とは？

# ヤミ金融市場: ドイツとフランスでは、ヤミ金融の貸付が占める割合は、英国の2倍

図表K フランス・ドイツ・英国での違法な貸付

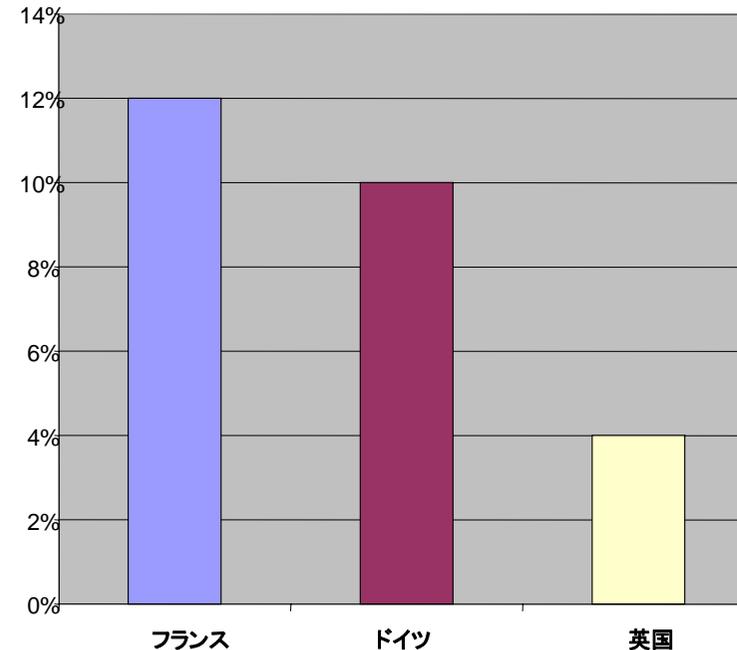
フランス、ドイツ、英国での信用履歴に傷がある人に対する違法な貸付の割合



対象: 信用履歴に傷がある人  
Source: Taylor Nelson Research for Policis 2004

図表L フランス・ドイツ・英国での違法な貸付

フランス・ドイツ・英国でのクレジットを拒否された人に対する違法な貸付の割合

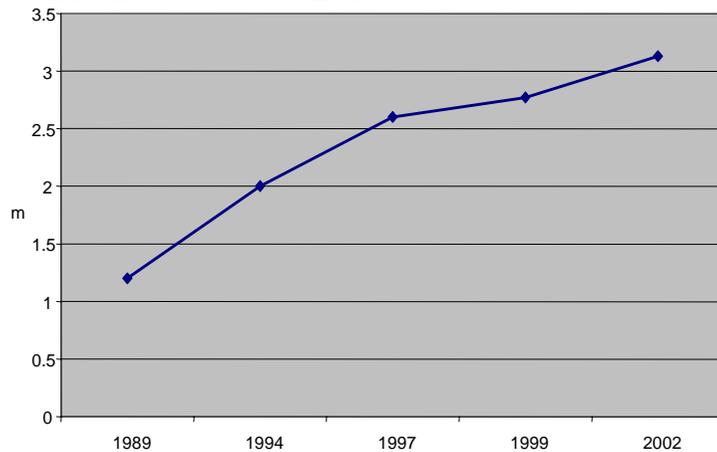


対象: 信用履歴に傷がある人  
Source: Taylor Nelson Research for Policis 2004

\* 米国には実質的なヤミ金市場はない。最も近いのは、「ペイデー・レンダー (payday lender)」であるが市場の0.5%未満しか占めておらず、かつ厳しい規制の監督下にある。

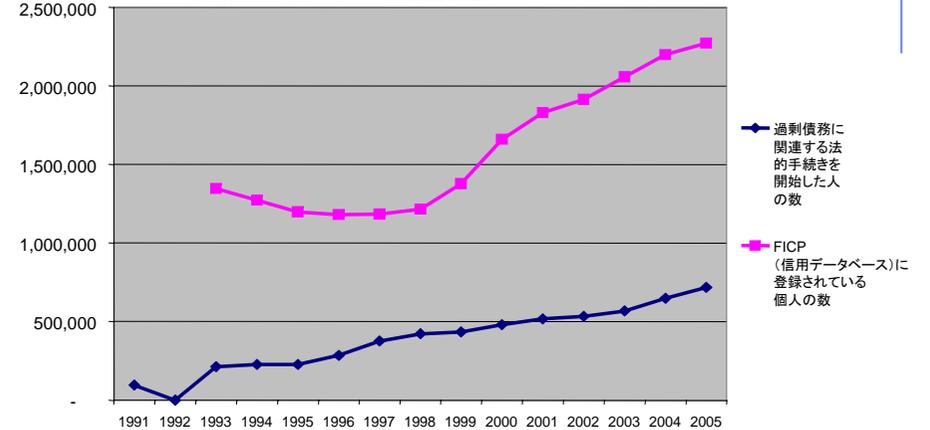
# 過剰債務：英国は、多重債務の減少傾向を示している

図表F 増加傾向にあるドイツの過剰債務



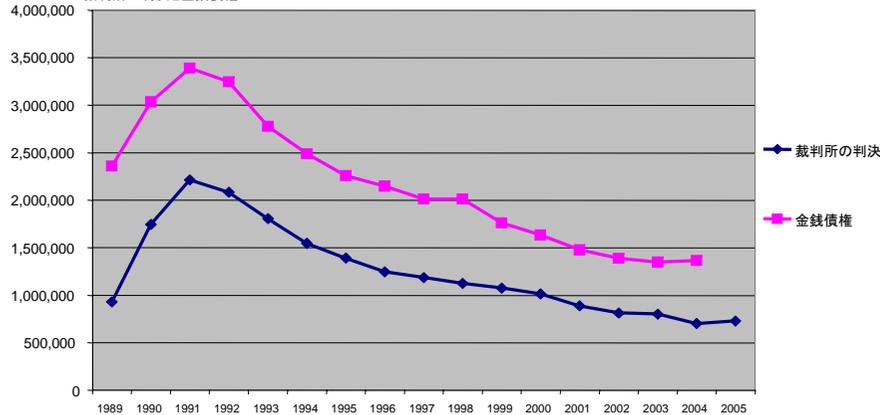
Source: Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend

図表G 増加傾向にあるフランスの過剰債務



Source: Banque de France / FICP

図表H 英国の過剰債務の傾向  
裁判所の判決と金銭債権



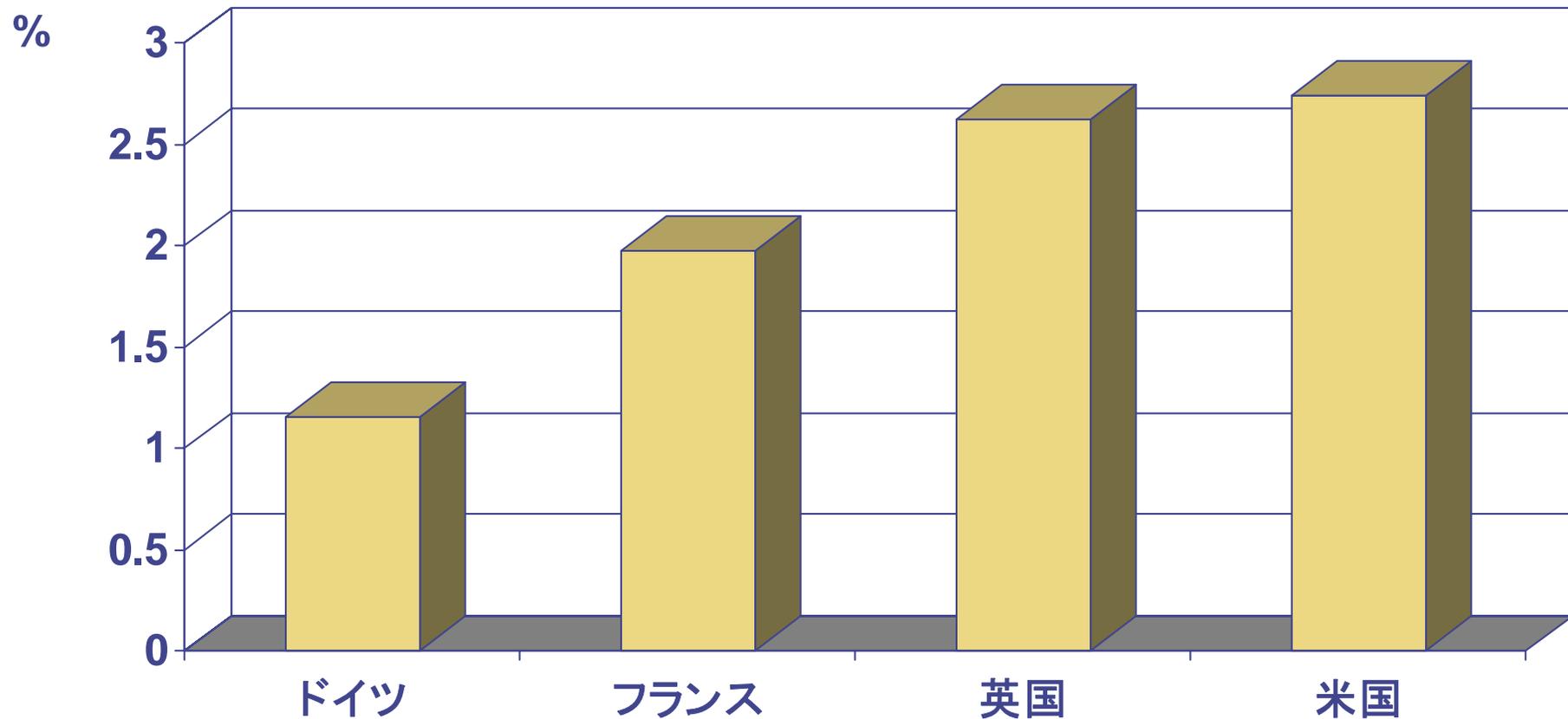
Source: Department for Constitutional Affairs, The Registry Trust Ltd

国際的な研究では、上限金利を下げても、倒産は減少しないという結論に達している。このことは、2000年に上限金利が40.04%から29.2%に引き下げられた日本でも実証されている。

上限金利の引き下げ後、倒産件数は増加し、2003年にはピークの24万件に達した。

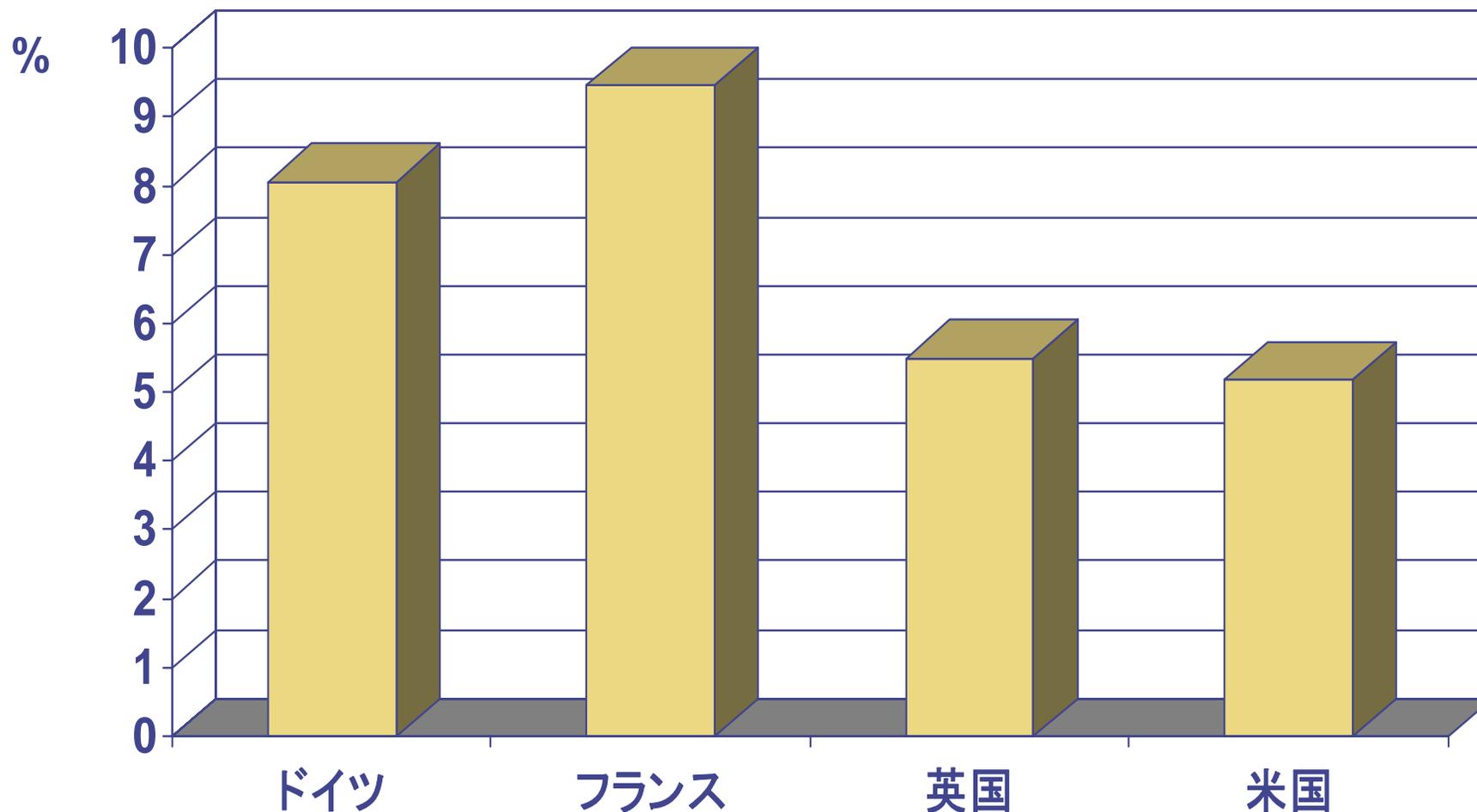
過去3年間では、景気の改善と失業率の低下により、倒産件数は35%減少した。

# 各国のGDP成長率 (2000-2005年)



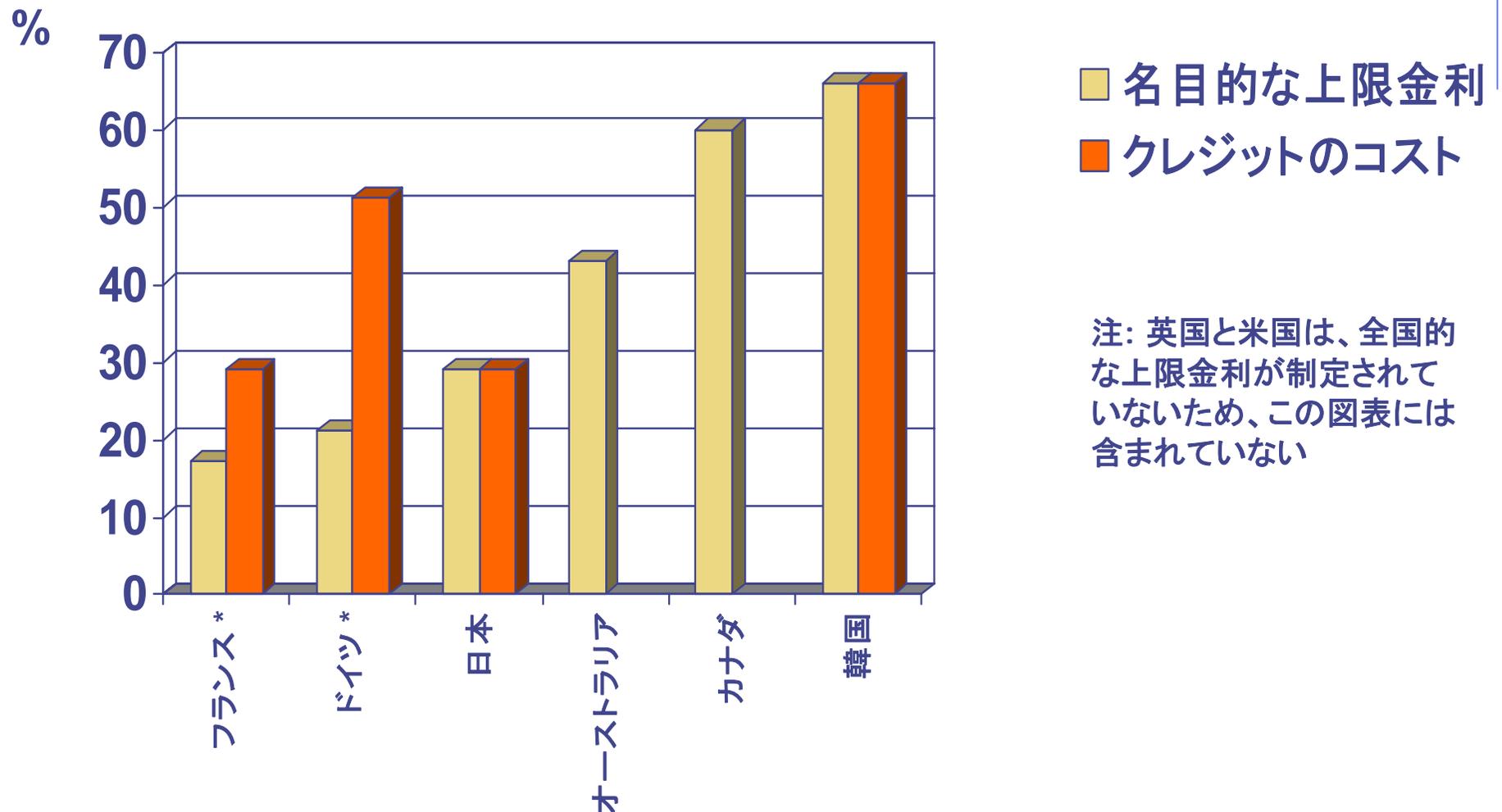
早稲田大学の研究によると、日本で上限金利が23%まで引き下げられると、  
GDP成長率が10%減少する可能性がある

# 各国の失業率 (2000-2005年)



日本で上限金利が引き下げられると、消費者金融業界で働く何万人もの人が解雇されるため、直接的には失業率の増加につながる。間接的にも、GDPの成長が停滞することにより、失業率に悪影響が出る。

# 名目的な上限金利が低くても、実際のクレジットのコストは高くなる可能性がある



\* 原典: *Policis: Economic and Consumer Risks of Consumer Credit – example cases*  
*Market studies; Morrison & Foerster Law office and others*

# 過剰債務対策

## 国際的な最良事例

### 主な対策

- ✓ 全ての必要な信用情報を保有し、全ての貸し手に活用される信用情報機関
- ✓ 過剰債務者向けの明確な裁判外での問題解決手段など、消費者が利用できる金融教育やカウンセリングサービスの充実
- ✓ リボルビング・クレジットに対する統一された書式による適切な開示

### その他の最良事例

- ✓ 免許制度の充実
- ✓ 業界全体に対する規制監督の強化
- ✓ 便利でプライバシーを守った信用情報へのアクセス（顧客は電子開示も選択できる）
- ✓ 一貫性があり明確な条件の開示を重視した広告規制

# 過剰債務対策 信用情報機関

## 主な対策

- 収入、また、他の借入金も含めた債務がないかどうか、日常の支出はどうかも含め、与信審査の判断材料とし、融資審査をすべきである。
  - ✓ 信用情報機関は、顧客の他の金融機関からの借入れ状況についての情報を有すべきである。
  - ✓ 登録要件として、信用情報機関の活用を貸金業者に義務付けるべきである。
  - ✓ 短期間での実現は難しいが、長期的な信用情報機関の強化に向け、属性リスクスコア(米国の『FICO』と同様なもの)を構築すべきである。これにより、小規模の貸金業者でも、信用情報機関を活用した、高度な信用リスクマネジメント機能を自社内に持たなくても、より賢明な融資審査をすることが可能になる。

過剰債務防止のため、貸金業者は、返済能力があり、またその意思がある顧客に対してのみ融資を行うことができるよう、使用可能な全ツールを活用する必要がある。

# 信用情報機関制度

## 米国、英国、フランス、ドイツ

### 米国

クレジットビューローは民間企業。クレジットビューローを使用することは法律で強制されていないが、90%以上の金融機関が利用している。ブラック情報(延滞・焦付き履歴情報)のみならず、ホワイト情報(健全取引履歴情報)も全てカバーされている。

### 英国

信用照会所(Credit reference agencies)は民間企業。ブラック情報(延滞・焦付き履歴情報)のみならず、ホワイト情報(健全取引履歴情報)も全てカバーされている。

### フランス

FICP がフランス中央銀行が運営する国内唯一の信用情報データベース。金融機関は貸付実行前にこのデータベースを参照することが求められている。また全ての金融機関は顧客の債務返済に関わる事故情報を報告することが求められている。(ブラック情報のみ)

フランスのモデルでは、否定的な信用情報のみの報告が求められている。貸金業者は、借り手が滞納していない限り、他に多くの未払い債務を抱えているかどうか、正確に判断することはできない。日本でも、信用情報機関が分離されているため、同様の問題が存在する。

### ドイツ

SCHUFA が実質的に全ての信用情報を保有している。貸金業者にはSCHUFAを利用したり、報告したりする義務は無い。

# 過剰債務対策 クレジットスコア

## 注記 1: FICO スコアとは?

FICOスコアとは、Fair Isaac 社が考案したクレジットスコアのことである。クレジットスコアとは、クレジット利用者の支払能力を判定する際に用いられる手段である。Fair Isaac 社は、1950年代後半からクレジットスコアのパイオニア的開発を開始。それ以来、貸金業者の間で、信頼のおける与信判断手段として広く受け入れられてきた。クレジットスコアでは、借入人の信用取引履歴を、ある数に置き換える。Fair Isaac 社と信用情報機関では、これらのクレジットスコアの算出方法に関しては明らかにしていない。連邦取引委員会 (FTC) はそのクレジットスコアを認可している。

クレジットスコアは、スコアモデルと、将来の信用成績を最適に予測するために、異なる情報の塊に対してポイントを割り振ってある数表をもとに算出される。これらのスコアモデルは、数千万、または数百万名分ものクレジットユーザー情報を分析し開発されている。スコアモデルの開発者達は、将来のクレジット成績を予測するデータの中に予測因子を発見する。これらのスコアモデルは、それぞれ異なるデータから開発が可能である。クレジット情報機関のスコアモデルは、消費者信用情報のレポートを元に開発されている。

クレジットスコアにより、下記のような数々の要因を考慮した上で借入人の信用取引履歴を分析することができる。

- 支払遅延
- クレジットが行われた期間
- クレジット利用額 vs. クレジット利用可能額
- 現住所への居住年数
- 職歴
- 破産、貸倒、回収等の否定的な信用情報

Experian、Trans Union、Equifaxの信用情報機関3社によりそれぞれ提供されたデータをもとに算出された3種類のFICOスコアが存在する。貸金業者の中には、これら3つのスコアのうち1つだけを用いているところと、これら3つのスコアの平均を用いているところがある。

# 過剰債務対策

## 信用情報機関の安全性

### 注記 2：米国の信用情報機関の情報は安全か？

適切に保管されている消費者情報というのは、貸金業者が、健全な貸付の判断をし、過剰な貸付や借入の発生を防ぐための、有益なツールである。しかしながら、この情報は、機密の個人的な金融情報であり、悪用からは適切に保護されるべきである。米国では、個人的な顧客情報のアクセス、適切な使用を促すために、信用報告機関にいくつかの義務が課されている。

- 米国の公正取引委員会 (FTC) は、信用情報報告機関に対して、事業会社の住所・氏名録、規制当局、他の信頼できる情報源を確認することにより、加入者(情報機関の情報にアクセスする会社)が、**合法のビジネス**であることを確認する義務を課している。
- 信用情報報告機関は、各加入者のビジネスの敷地内において、**実地調査による検査**を実施しなくてはならない場合がある。
- 信用情報報告機関は、加入者が情報をどのように受け取るかを監視し、情報が権限外の目的により使用された場合、加入者に対して措置をとらなければならない。
- 信用情報報告機関は、ある顧客について報告を受けた各個人の**正確な情報を維持**することを要求される。顧客の要求により、機関は顧客の**信用情報報告**を受け個人や会社を開示しなくてはならない。
- 故意または意図的に、権限のない者に消費報告を提供した場合に、**刑事罰**が、情報報告機関の職員や従業員に科される可能性がある。

金融機関、信用報告機関が法に準拠することを促す、公正取引委員会の「保護措置規則」の詳細は、以下のウェブサイトで閲覧することができる。[www.ftc.gov/privacy/glbact](http://www.ftc.gov/privacy/glbact).

# 過剰債務対策 責任ある貸付け

貸金業者が賢明な融資判断を目指す一方、借入人もまたクレジットがどのように機能するかについて理解を深める必要がある。クレジットは、賢明に利用されれば、借入人の生活を改善するなど、借入人にとって有益な資金供給源となりうる。しかし、借入人が過剰借入れが自身に及ぼす潜在的影響をきちんと理解しなければ、借入人にとって害となりうる。

- ✓ 貸金業者は、クレジットの賢明な利用方法について借入人に積極的に教育するよう努める。貸金業者は、「カウンセラー」としての役割を果たし、最適な金利を探す方法、責任ある返済計画の策定、また、借りすぎないようにするため顧客に助言をする。
- ✓ 貸金業者が自社の商品を広告する際、顧客が金利を比較できるよう、統一した形式で特定の情報を盛り込むようにすべきである。
- ✓ 貸金業者が顧客にローン情報を提示する際、金利だけでなく、クレジットコストの実際の合計額(元本額と経過金利の合計)についても開示すべきである。

# 過剰債務対策

## リボルビング・クレジット

### 注記 3 :リボルビング・クレジットとは?

リボルビング・クレジットは、責任を持って利用すれば、個人財源管理のための健全なツールになる。リボルビング・クレジットを利用すれば、現金保有状況により、個人が毎月の返済額を自由に設定できるが、月額最低額のみを支払うことにより、返済期間が長期間に及ぶことを借入人に助言しなければならない。

月額最低額を支払うことによる影響について、顧客に理解してもらうために、貸金業者は顧客の借入可能額に基づく返済スケジュールを策定し、顧客に提示しなければならない。たとえば、融資の際、下記のような情報を開示する。

年率	29.2%
その他の年率	遅延損害金利: 29.2%。遅延損害金には、支払いが遅延した期間に限定して算出される。
利用可能総額	300,000円
月額最低金額算出式	元本残高の3%
月額最低金額(ミニマムペイメント) *	月額10,000円
48ヶ月以内に返済終了するために必要な月額最低金額(ミニマムペイメント)(返済遅延がないと仮定して)	<b>月額10,663円</b>

\* 健全な借入れのために: 早期に返済を完了させるため、上記の月額最低金額(ミニマムペイメント)より高く返済額を設定されることをお勧めいたします。

# 過剰債務対策

## Eディスクロージャー

自らの債務状況をより正確に保有している顧客や、債務情報を迅速に入手できる顧客は、個人予算を上手く管理することができ、借入に関する正しい選択ができる。

借入人に情報開示方法の選択幅を与えるべきである。

- 携帯電話やインターネット、電子メールの普及により、借入人が電子媒体による情報開示を求めれば、自らの借入に関するより多くの情報を入手できるようになり、紙媒体のみによる情報の開示よりも迅速な情報入手が可能になる。



# 過剰債務対策 カウンセリング

貸金業者が適正な貸付判断を行い、財務知識を有する借入人が健全な資産管理を行っていたとしても、人生には失業や離婚、その他問題が生じることがある。  
このような場合に借入人をいかに保護すべきか？

- 問題を抱えた借入人に対し、状況にいかに対処すべきかを無料でアドバイスできるように債務カウンセリングサービスの枠を拡大する。
- 借入人と業者の双方に公正な解決策を提供できるようなカウンセリングを行う。
- 米国や英国では、金利や最低支払(ミニマムペイメント)額を下げたり、支払期限の再調整を行うなどして、借入人が自己破産や資産売却をせずに済むような方法を、借入人と貸金業者が債務カウンセリングサービスを介して相談することもある。
- 無担保の融資では貸付金を全て失うリスクを貸金業者が負っているため、貸金業者は、積極的に債務カウンセリング機関と協力するインセンティブがある。

# 過剰債務対策 カウンセリング

## 注記 4: どうすればカウンセリングサービスが受けやすくなるか？

- 3月28日、国内大手5社と外資大手2社は、過剰貸付及び過剰債務問題の一連の対応策を発表した。
- 主要な取り組みの一環として、5年間で合計約250億円を出資し、適切な金銭カウンセリング機関を日本国内に設立し、カウンセリングサービスをより受けやすくすることを発表した。
- 大手7社は現在日本国内の既存のカウンセリング機関の分析に積極的に取り組んでおり、今後数ヶ月の間に特定の機関に対し助成を開始することとしている。金銭カウンセリングを必要としている人なら誰でも、日本中のどこにいてもカウンセリングサービスが受けられるようにすることが目的である。

# 過剰債務対策

## ADR(裁判外紛争解決手続)

### 注記 5: 裁判外紛争解決手続 (ADR)

#### 裁判外紛争解決手続とは？なぜ消費者にとって有益なのか？

カウンセリング機関を通して、貸金業者と借入人との間の意見の相違が解決できない場合もある。そのような状況に対処するために用いられる一般的な方法が裁判外紛争解決手続 (ADR)である。

- ADR は、米国やカナダ、オーストラリアなどの官民両セクターで最近よく使われる友好的な紛争解決方法である。
- ADR を使うと迅速に紛争が解決でき、また通常は企業が費用を負担するために、問題に直面している消費者の時間とお金を節約できる。
- ADRの仲裁者は、交渉や公正原理の研修を受けている。
- ADRでは対立的な法廷手段に訴えることなく、両当事者の意見の相違を解決する。両当事者のニーズや利益、解決策などに注目し、回復を推進する。ADRは両者の合意の下で適時行われる自主的な行動であり、秘密は保持される。それぞれの個別の状況に適応した解決策を生み出すためのものであるため、裁判所の判断を通して解決策を押し付けるのではなく、単に問題を解決するためのものである。
- ADRの利用を促進するためには、冗長で費用がかさむ法廷手続きの代わりに、ADRを利用することを、貸金業者と借入人との間の契約に入れるのもひとつの選択肢であろう。貸金業者と借入人は、貸付を行う前に、ADRが紛争解決のための受諾可能な手段であることに同意しておく。

# 過剰債務対策 要旨

- 過剰債務は複雑な問題であるが、消費者保護に焦点をあてた世界的な最良事例を遂行することにより、以下のような効果的な解決方法が見出される。
  - ✓ 責任ある全業者が利用する、強力な信用情報機関。
  - ✓ 返済能力、返済意思のある借入人のみに提供される貸付。
  - ✓ 責任あるクレジットの利用をよく理解している借入人。
  - ✓ 明確な情報開示により、最良の取引での消費活動が可能となる借入人。
  - ✓ インターネットやその他の電子媒体を通して、ローンや返済に関する情報の入手が可能となる借入人。
  - ✓ 債務返済が困難となった借入人へのカウンセリングサービス及び自己破産や訴訟の代替案の提供。
- 以上の最良事例の効果を一定期間評価することにより、上限金利をその他の可変的な要素と切り離し、客観的に見直すことができる。

## 日本における消費者金融に関するトップ12の神話と事実

消費者金融については、事実に反する誤解があることから、実状を次ページ示すとおり「日本における消費者金融に関するトップ12の神話と事実」にまとめました。

消費者金融改革については、免許制度、規制監督の強化、信用情報機関の活用、明確な開示規制、消費者教育等が消費者保護について有効であることは合意が得られていると考えます。しかしながら、金利規制については闇金融へのシフト、GDP成長率への悪影響等多くの副作用を生む恐れがあると考えます。まずは、金利以外の有効な規制改革を行い、一定期間をおいてその効果を後評価すべきです。その後で上限金利をその他の可変的事項と切り離して客観的に見直すことが重要です。

## 日本における消費者金融に関するトップ12の神話と事実

### 神話 #1: 多重債務は自殺の主な理由である。

**事実:** 朝日新聞は6月2日に、2005年に日本で32,000件の自殺があったと報道した。このうち約8,000件は、金銭問題または負債に関連するものであった。この金銭問題には、負債とは関係のない金融活動や投資で相当金額の損失を蒙った人たちが含まれていると考えても問題はないと思われる。政府のデータによれば自殺者数と失業者数との間には相関関係が認められる。また失業率はGDP成長率と相関している。また、経済全体と自殺率の間に相関関係を引き出している。経済研究では、上限金利引き下げによって消費者への信用供給を収縮させると、GDPにマイナスの影響を与えることが明らかになっており、上限金利を引き下げるとは実際には自殺者の増加を招くリスクがある。(別添1参照)

### 神話 #2: 消費者金融会社による過剰融資のために、破産申請が日本で過去最悪になっている。

**事実:** 破産は失業率のピークと同時に2003年にピークとなった。2003年以降、破産申立件数は35%低下してきている。上限金利が40%から29.2%に引き下げられた2000年以降も破産は増え続けたが、失業率が低下した2004年から破産は減少している。(別添2参照)

### 神話 #3: 法定上限金利を引き下げ、信用供給を制限し、市場から債務者を排除してもよい。高リスクの借り手は借金をすべきではないという意見もある。

**事実:** 客観的調査によると、消費者金融会社から借りている債務者の85 – 90%は、金銭管理のできている健全な債務者であるとの結論が出ている。たいていの場合、債務者は生活上の出来事、教育、またその他の日々の必要なことに借入金を使っている。彼らを信用市場から排除すると、彼らが正常な活動の資金繰りができなくなった場合に、彼らの生活に悪影響を及ぼす恐れがある。

### 神話 #4: 金利が引き下げられると闇市場が拡大するという証拠は無い。

**事実:** 2000年に金利が40.04%から29.2%に引き下げられたとき、警察庁はその後の3年間で闇市場が6倍に増加したと報告している(2000年の50,000件から2003年には300,000件)。欧米の実例も上限金利を引き下げると闇市場が拡大することを示している。

**神話 #5: 資金ニーズのあるハイリスク消費者に対し、代替の解決策を開発することができる。例えば、政府が「救済」基金を創設することができる。**

**事実:** 消費者金融会社は、消費者に無担保の融資で年間約20兆円を供給している。これらの融資は無担保の債務であるために、業界は消費者が返済できなくなるリスクを取っている。政府が消費者金融会社に代わって消費者に資金を提供することを提案するのであれば、納税者がこのプログラムに資金供給をしなければならなくなり、国民への増税となる。

**神話 #6: 業界は市場の自由化を望んでいるが、無責任な融資が増えることになるだろう。**

**事実:** 責任ある業界関係者は、実際政府に規制の強化を求めている、例えば市場参加者に対する免許認可条件の強化、信用情報機関の会員になり使用することの義務化、貸し手がより良い与信決定ができるようにもっと完全な信用情報機関、様々な信用商品に対するより適した透明な情報開示(リボルビングローンに対する新しい要件等)。

**神話 #7: 日本では金利が高すぎる。フランスやドイツでは、法定上限金利は20%ぐらいである。**

**事実:** フランスやドイツの債務者は、それ以外に手数料を払っており、そのために実際の信用コストは高くなっている。フランスの高リスク層の債務者に対する実際の信用コストはたいてい30%までとなり、ドイツでは50%を超えることがある。このような追加コストに含まれるのは、延滞料金、ブローカー「紹介」料、会員費等である。日本では、このような料金はすべて法定上限金利の計算に含まれている。29.2%では、日本での信用コストは実際には既に先進国の中で最も低くなっている(比較すると、英国、米国、ロシアでは法的上限金利は無く、オーストラリアでは43%、カナダでは60%、韓国では66%である)。(別添3参照)

**神話 #8: 金利が18%に引き下げられても、債務者は規制を受けている貸し手からまだ信用を受けることができるだろう。**

**事実:** 最近の新聞記事は、業界優位性の道は、貸し手が金利を18%まで下げることだと述べていた。然しながら、15-20%の金利で営業を行なっている企業は既に何社か存在している(@Loan、Mobit、Cash One)。これらの企業は、全国的販売ルートと、健全な信用リスク管理システムを持っている。然しながら、これらの企業は、従来の消費者金融会社からサービスを受けている顧客の75%に対しサービスを提供することができない。なぜなら、顧客のリスクプロフィールが18%の金利で信用を提供するにはあまりにも高すぎるからである。

**神話#9:** 日本の銀行はかつて消費者に多額のローンを提供していたが、そのシェアを消費者金融会社が獲得してきた。今後は銀行が利息制限法内で消費者に無担保ローンを提供するように奨励するべきである。

**事実:** 過去に銀行が消費者向けに貸出していたのは、主に自動車ローン等の有担保ローンであった。そのような有担保ローンについては、自動車販売金融会社などノンバンクが銀行に代わって貸出するようになっている。無担保ローンについては、銀行は給与振込口座を持つ消費者以外には積極的な貸出を行っていない。

**神話 #10:** 大手消費者金融会社は、2%の金利コストで運転資金を調達しているのに、25-29%で融資をしている。莫大な利益を得ているはずだ。これらの会社は、収益性を維持しながら、上限金利を下げられるだけの余裕が十分にある。

**事実:** 消費者金融会社が業務を行なうには、それ以外にも様々なコストがかかる。単純な例であるが、典型的な企業が1,000億円の資産を持っているとすると、資金調達コストに20億円、賃金とインフラに80億円を支払い、不良債権となったもののうち110億円を毎年貸倒償却し(無担保融資であることをお忘れなく!)、20億円を法人税として払う。この企業の収益が250億円だとすると、利益として残るのは20億円である。これは、総資産の2%である。もし金利が引き下げられると、会社の利益はあっという間になくなってしまおうだろう。

**神話 #11:** 最高裁は、グレーゾーン金利は違法であるという判決を出した。

**事実:** 最高裁は、貸し手が受け取ったグレーゾーンの利息を、債務者がそのような利息を任意で払ったものではないかもしれないという理由で、返金しなくてはならないと、特定のケースで判決を下した。然しながら、債務者がそのような利息を払うことに任意で同意する場合には、今も29.2%までの利息を課すことが法的に認められている。国民の生活に関係がある将来の経済・社会政策については、立法府の判断によって決められるべきである。

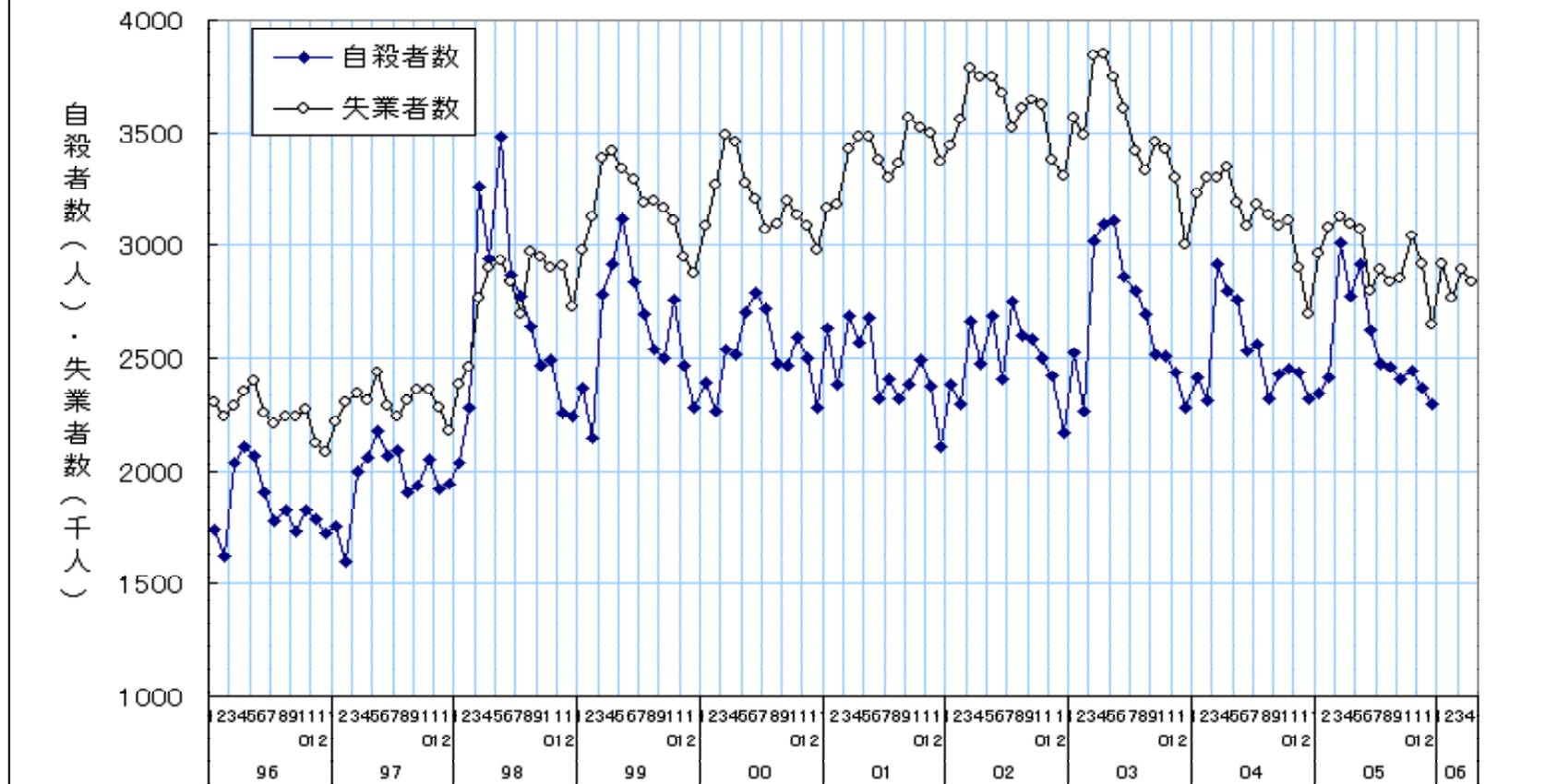
**神話#12:** 消費者金融会社だけが金利引き下げの影響を受ける。

**事実:** 消費者金融会社、クレジット カード会社、中小企業向けの貸し手、リース会社の一部、またその他の貸し手が、金利引き下げの影響を直接的に受ける。消費者金融会社とクレジット カード会社は、13万人以上を雇用している。これらの企業が収益性を維持できなくなると、何千人もの社員が失業するだろう。これらの企業も、その従業員も、これらの企業がビルを借りている家主も、毎年何十億円もの税金を国に納めている。つまり金利が引き下げられると、政府は新たに税源を見つけなくてはいけなくなるということになる。

客観的調査によると、多くの消費者は住宅ローンだけでなく、自動車ローン、無担保消費者金融ローンを借りている。多くの消費者金融ローンの破綻は、金融サービス全体に波及効果を及ぼす恐れがある。

# 自殺と失業の関係

失業者数・自殺者数の月次推移



(資料) 労働力調査 (総務省統計局) および人口動態統計 (厚生労働省大臣官房統計情報部) を基に作成

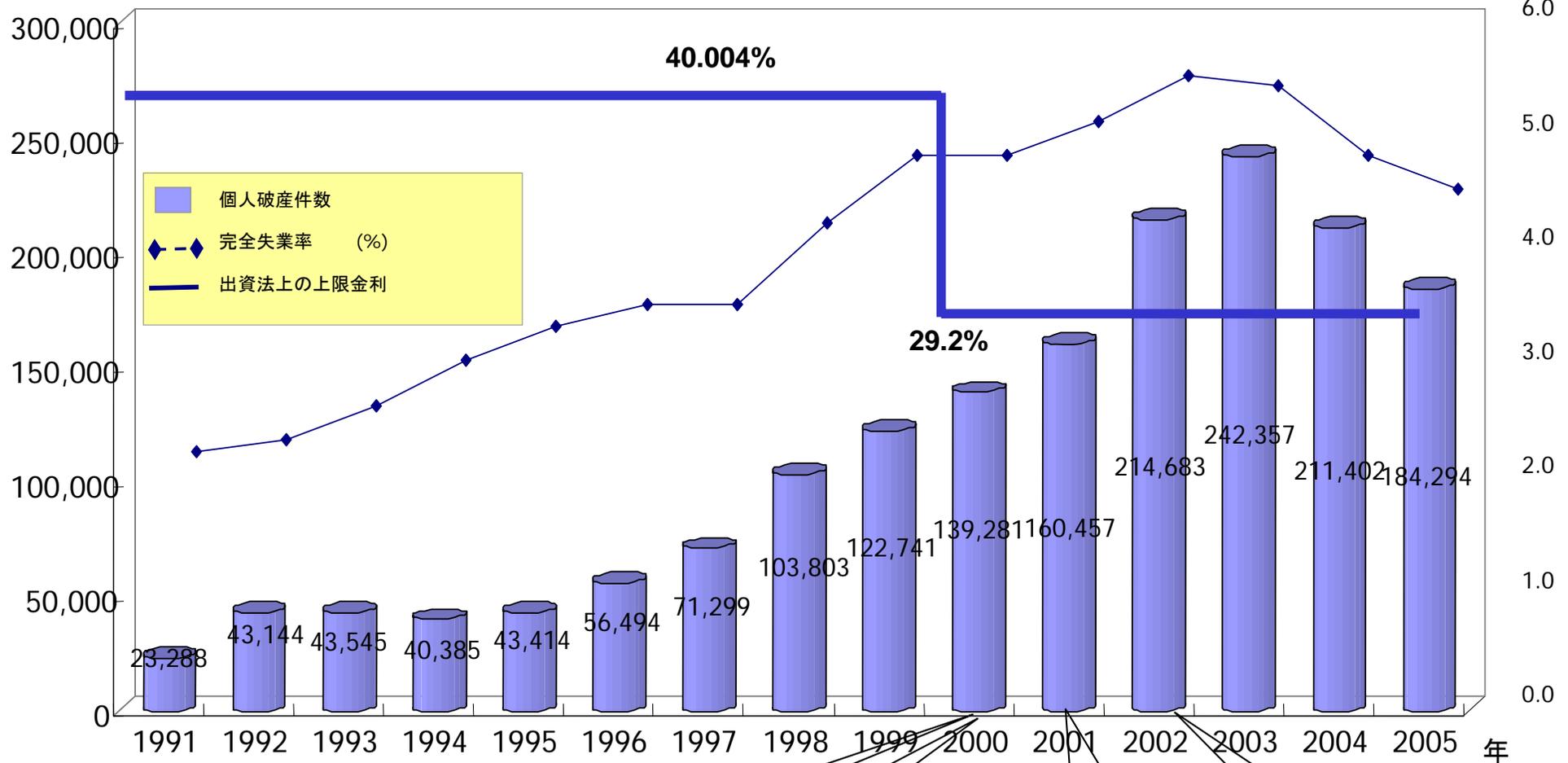
月ごとの動きとしては、失業者数は3～5月に多くなる傾向がある。年度末をもって退職、解雇ないし企業整理・倒産が行われる結果だと考えられる。自殺者数もこうした失業者数の月別変動と平行する場合が多い。

失業者数が200万人から250万人の間で推移していた98年2月までの状況では、失業と自殺の平行推移が認められた。その後、97年秋の三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券と立て続けの大型金融破綻事件がきっかけとなり、98年の5月にかけて失業者が急増した結果、いっきに失業者300万人水準が定着してしまった。

# 個人破産申立件数と失業率の関係

個人破産申立件数(件)

失業率 (%)



弁護士  
広告解禁

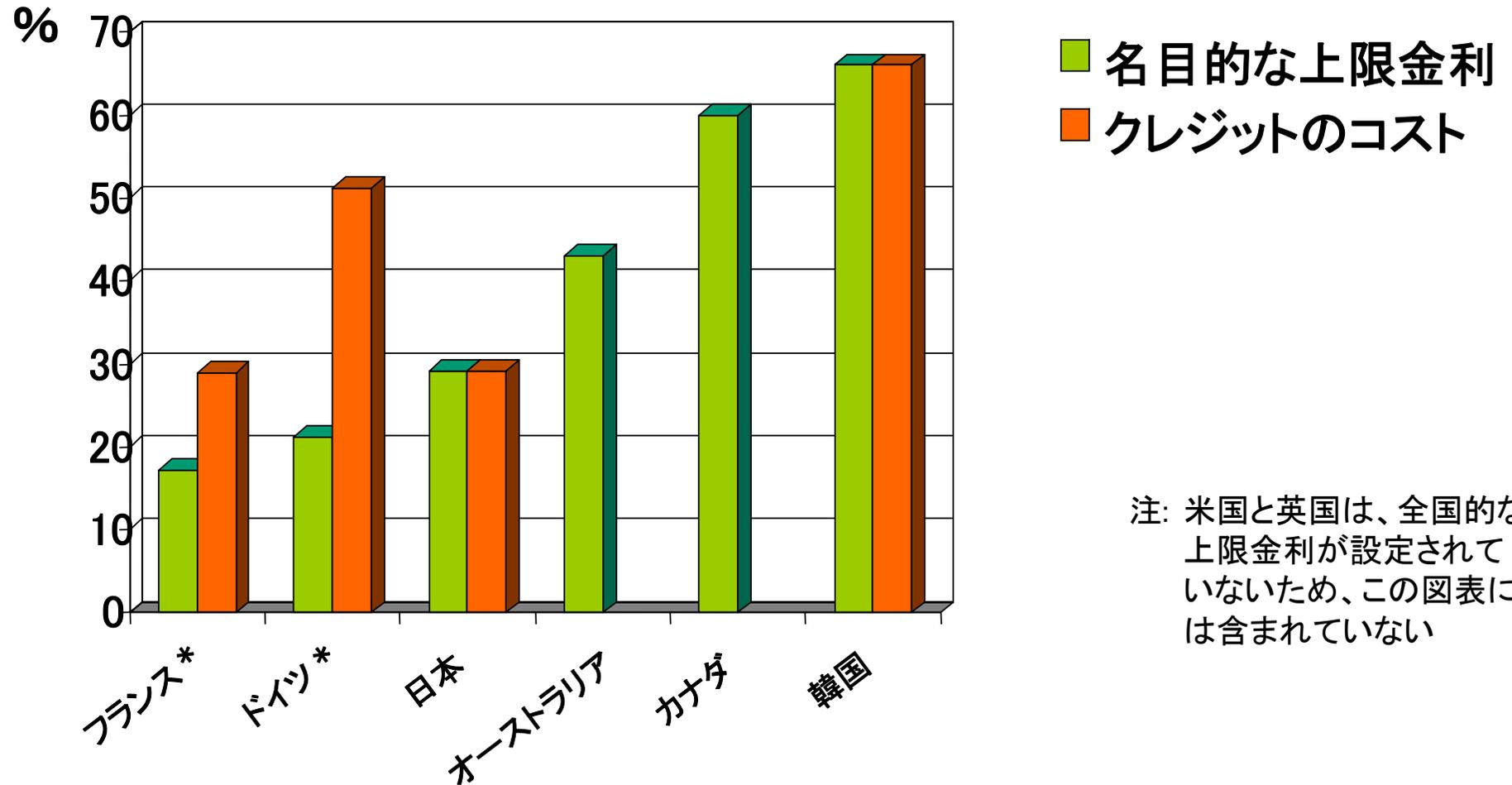
特定調停法  
施行

改正民事  
再生法施行

司法書士法  
改正

出典：個人破産件数は最高裁判所発表を、  
完全失業率は総務省「労働力調査」をもとに作成

# 名目的な上限金利が低くても、 実際のクレジットのコストは高くなる可能性がある



\* 出典: *Policis: Economic and Consumer Risks of Consumer Credit – ケーススタディの例: Morrison & Foerster法律事務所等*



# Viewpoint

在日米国商工会議所意見書

## 貸金業法の改正を Modernize the Money Lending Business Law

銀行・金融小委員会  
Banking and Finance Subcommittee

2007年1月まで有効  
Valid Through January 2007

英語正文

**在日米国商工会議所 / The American Chamber of Commerce in Japan**

〒106-0041, 東京都港区麻布台 2-4-5, メソニック39MTビル10階  
Masonic 39 MT Bldg. 10F, 2-4-5 Azabudai, Minato-ku, Tokyo 106-0041  
<http://www.accj.or.jp/content/advocacy/viewpoints>

Abby Pratt / Associate Director for External Affairs  
Phone: +81 3 3433 8549, Fax: +81 3 3433 8454

安田 美穂 / 渉外室日本政府担当マネージャー  
Phone: +81 3 3433 8451, Fax: +81 3 3433 8454

# ACCJ Viewpoint

## RECOMMENDATION

The American Chamber of Commerce in Japan (ACCJ) recommends updating the Money Lending Business Law (MLB Law) to harmonize with the new Personal Information Protection Law, foster the growth of a modern consumer finance sector, including electronic and ATM-based networks, and reflect the important role consumer finance plays in stimulating economic growth.

Changes to the MLB Law should include revisions to Articles 17, 18, and 24 to allow simple, meaningful disclosures to borrowers in line with open-end credit disclosures prevalent in modern markets, including electronic disclosure methods when customers agree to their use. These changes will give clearer understanding of revolving credit to borrowers, respect borrower privacy concerns, and enable all types of consumer lenders, including consumer finance companies, installment sales companies, and credit card companies to comply with the MLB Law's requirements, thus bringing a stable legal framework to this sector.

## ISSUES

The MLB Law was enacted in 1983 to regulate practices in the non-bank financing sector. At that time, troublesome compliance practices and lenders with insufficient control and transparency characterized the sector. In the past 20 years, however, the non-bank finance sector has matured such that it is now represented by major publicly listed companies, affiliates of top-tier foreign financial institutions, and affiliates of major Japanese banking groups. The non-bank finance market subject to the MLB Law encompasses over ¥30 trillion in commercial and receivables, and over ¥15 trillion consumer receivables held by both the traditional consumer finance companies and the cashing component of major credit cards. In total, non-bank financing constitutes a critical part of the overall credit supply that supports consumer demand and contributes to economic growth.

Despite vast changes in the consumer finance market, the MLB Law's disclosure regime and other requirements remain essentially unchanged from an era of single-product, closed-end loans largely made at walk-in branches. Today, Japan's consumers demand the convenience of credit products that can be accessed online, including at networked ATMs and convenience stores.

## 提言

在日米商工会議所(ACCJ)は、新たな個人情報保護法の施行に合わせ、電子ネットワーク及びATM基盤のネットワークを含む現在の消費者金融業界の成長を促進するとともに、経済の成長の促進にあたって消費者金融が担う重要な役割を反映させるため、貸金業規制法(以下、「貸金業法」という)を改正することを提言する。

貸金業法の改正にあたっては、現在の市場で一般的なオープンエンド型クレジットの開示方法に従って、顧客の同意を得た上での電子的な開示方法を含む簡単かつ有意義な開示ができるよう、第17条、第18条及び第24条を修正すべきである。改正することによって、借り手のオープンエンド型クレジットに対する理解とその内容に対する透明性の改善、また、借り手のプライバシーに対する懸念が改善され、あらゆるタイプの消費者貸金業者(消費者金融会社、割賦販売会社及びクレジットカード会社等)による貸金業法の遵守が促進されることになる。その結果、この業界に対する安定した法制度を生み出すことになる。

## 背景

貸金業法は、ノンバンク金融業界の慣行を規制するために1983年に制定された。当時のノンバンク金融業界は、法令遵守に対する問題も多く、不十分な業務管理と透明性の低い業界という印象を持たれていた。ここ20年間でノンバンク金融市場は成長し、現在ではその主な担い手としては、上場株式会社、一流の外資金融会社、そして日本の大手銀行グループの関連会社も含まれるようになった。また、貸金業法の対象になるノンバンク金融市場は商業的にも実質的にも30兆円を超える規模に成長し、その内15兆円以上は従来からの貸金業者と大手クレジットカード会社のキャッシング部分で構成されている。これらの業務分野は、消費者需要をサポートし、経済の成長に寄与する資金供給にとって重要な分野である。

消費者金融市場の大きな変動にもかかわらず、貸金業法における開示に関する基準及びその他の要件は、本質的に、支店独立型で単一商品を提供していたクローズエンド型クレジットの時代と何ら変化がない。今日、日本の消費者は、ネットワーク化されたATMやコンビニエンスストア等、オンラインでクレジット商品にアクセスできるような利便性を求めている。さらには、極度貸付枠についての便宜性も望んでいる。残念ながら、2005年12月に下された最高裁判所の判決においても、貸金業法の開示規制は遅れている為、現在の主流であるオープンエンド型クレジットにおいてその規制を完全に遵守することは不可能であると指摘している(最高裁判所平成17年(受)第560号、平成17年

# ACCJ Viewpoint

They also desire the convenience of revolving lines of credit. Unfortunately, as the Japanese Supreme Court recognized in a ruling issued in December, the MLB Law's outdated disclosure regime is practically impossible for the prevalent business model of open-end lending to satisfy completely (See, Tomoe Corporation, Heisei 17, Case No. 560 (Dec. 15, 2005)). Even attempting full compliance would require extreme measures, such as mailing full contract disclosures every time a consumer borrows money or submits a payment. Not only is this prohibitively expensive, but it would also potentially result in the leaking of information contrary to the consumer's expectation of confidentiality concerning their financial data.

The MLB Law's failure to evolve in line with developments in the modern credit sector is beginning to cause serious market distortions. Recent judicial precedents interpreting Articles 17 and 18 of the MLB Law, for example, have found that even sending the required disclosures within seven days of a transaction is not prompt enough. These interpretations thus invalidate the universal practice of consumer credit companies today, down to the basics of sending monthly statements. The modern system of ATM-based cash disbursement is also not in compliance, since it is impractical to give full contract disclosure through third-party ATMs. Indeed, in two cases issued this January, the Supreme Court invalidated section 15.2 of the Cabinet Enforcement Orders under the MLB Law, which had allowed incorporation by reference of certain information in the main loan contract, confirming the impracticality of complying with the disclosure requirements of the MLB Law under current judicial interpretation. (See, Cities, Heisei 16, Case No. 1518 (Jan. 13, 2006); Heisei 15, Case No. 467 (Jan. 19, 2006)). Moreover, the failure to comply with these impractical requirements may subject lenders to retroactive rescission of so-called excessive interest over the rate stipulated in the Interest Rate Restriction Law, even though such rates have been clearly contracted for, are voluntarily paid by borrowers, and are within the range of interest allowed by the Investment Control Law.

Imposing such unfair obligations on lenders will likely cause a restriction in the supply of credit to consumers, resulting in a contraction in consumer demand—with a concurrent deflationary

12月15日判決)。貸金業法を完全に遵守しようとする試みにおいても、消費者が借入や支払いを行うたびに、契約上の開示内容を全て郵送しなければならない等の、膨大な手続きが必要とされる。これは、かなりの費用がかさむだけでなく、消費者が自己の財務データの秘密保持を望んでいるにもかかわらず、その情報が漏洩されるおそれを含むことになる。

現在のクレジット業界における発展を踏まえて貸金業法が修正されていないために、深刻な市場のゆがみが生じつつある。例えば、貸金業法第17条及び第18条を解釈している最近の判例によると、取引から7日以内に必要な開示情報を送付したとしても、「早急に開示する」という規制を満たさないと解釈された。従って、この解釈によると、今日の消費者金融業者によって広く実施されている慣行(月次利用明細書を送付することまでも)は認められないことになる。現在のATMによる現金支払システムもまた、第三者のATMを経由しては完全な契約上の開示を行うことができないため、貸金業法の規制に遵守したものではないことになる。また、今年1月の最高裁判所における2つの判例において、貸金業法で定義されている開示書類の記載事項の一部を契約番号その他で代替することを許容する貸金業法施行規則第15条2を無効と判決し、貸金業法をさらに非現実的なものとした(最高裁判所平成16年(受)第1518号、平成18年1月13日判決;最高裁判所平成15年(受)第467号、平成18年1月19日判決)。これらの非現実的な要件が遵守されなかった場合には、たとえ、当該利息が明示的に規定され、借り手によって任意に支払われ、かつ出資法によって許可される利息の範囲内のものであったとしても、利息制限法に定める利率を超えた、いわゆる超過利息について、当該利息の遡及的返還を貸金業者に対して求めることができる。

このような不公平な責任を貸金業者に対して課すことによって、消費者金融業における貸付供与が制限され、消費者需要が縮小される(同時にデフレ効果ももたらされる)ことになり、また、この借入需要の大きな部分が、免許を有する合法的な貸金業者から違法な貸金業者へと転換し、様々な社会問題を併発する可能性がある。さらには、消費者金融債権の法的な有効性に対する不透明感から、債権の証券化に不必要な弊害が発生し、よって、秩序ある不良債権の整理及び当該貸付金の資金調達に阻止されることになる。

従って、消費者の便宜のために、ACCJは、貸金業法における開示要件を現在の市場に合うよう改定すべきであると考ええる。さらに、免許要件及び不正な回収業務に関する制限

# ACCJ Viewpoint

effect—and a shift in a substantial portion of this borrowing demand from licensed, legal lenders to illegal lenders, creating various social problems. Moreover, the legal cloud over the enforceability of consumer loan receivables creates an unnecessary hurdle to the development of a robust securitization market, thus hampering the orderly resolution of nonperforming loans and the funding of such receivables.

In light of the above, the ACCJ believes that it is in the interest of consumer welfare to update the MLB Law's disclosure requirement. In addition, there should be a greater focus on more effectively enforcing the law's protective provisions, such as the licensing requirements and restrictions on abusive collection practices. Three specific updates to the law would effectively address these issues:

(i) Applying the Law Concerning Refinement of Relevant Laws to Use Information Telecommunication Technology in Connection with Delivery of Documents (E-Notification Law) to the MLB Law. The ACCJ, Keidanren, Toginkon, and the U.S. government (in the November 2005 Annual Regulatory Reform Recommendations under the Economic Partnership for Growth) have all requested this repeatedly. Such a move would also be consistent with the new Data Privacy Protection Law, which clearly favors a policy of letting consumer choice determine how personal information shall be treated. Especially in light of new Financial Service Agency's guidelines adopted in November ensuring borrowers' prompt access to their account information upon request, it simply serves no purpose to send written disclosures to borrowers who have indicated a preference not to receive such statements.

(ii) Revising Articles 17, 18, and 24 to specifically allow streamlined disclosure for additional transactions (borrowings, repayments, and transfers) when conducted at ATMs or online. These articles should also be revised to allow formulaic disclosures of interest charges in the case of open-end credit loan originations. The U.S. Federal Reserve Bank's Regulation Z, under the U.S. Federal Truth-in-Lending Act, is an example of clear open-ended disclosure. This type of disclosure would include a prominent disclosure of the interest rate and certain key terms, rather than a dense and lengthy restatement of contract terms every time a

等、法の保全規定をより一層効果的に執行するよう重点的に取り組むべきである。この改訂版については、以下の事項が反映されていなければならない。

(i) 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(「電子通知法」)を貸金業法に適用すること。これについて、ACCJ、経団連、都銀懇及び米国政府(2005年11月の、成長のための経済パートナーシップに基づく規制改革に関する提言)は再三の呼びかけをしてきた。この呼びかけの中で、個人情報の取扱いをどのようにするかは、各個人の選択にまかせるべきという方針を明確にした。これは新たな個人情報保護法の主旨と一致するものでもあろう。特に消費者本人が書面の受領を拒否している場合には、貸金業者は消費者が要求した際にその口座情報にただちにアクセスできる状態にするという金融庁ガイドラインの要求を遵守することができない。

(ii) 追加の取引(借入、返済及び振込み)がATMやオンラインにおいて行われる場合の、包括的な開示を明確に許可するよう、第17条、第18条及び第24条を改正すること。さらに、オープンエンド型のクレジット融資が開始される際に、利息について定型的な開示を行えるようこれらの条項を改正すべきである。明確なオープンエンド型の開示については、連邦貸付真実法(U.S. Federal Truth-in-Lending Act)に基づく、米連邦準備銀行のレギュレーションZにその例がある。この法律では、借入を行うたびに繰返し同様の内容を長々と表示したり、オープンエンド型クレジットであるにも拘わらずクローズドエンド型クレジットのような表示をするのではなく、金利その他の重要な情報のみの開示が求められている。

(iii) 返済不能であることを表明した借り手に対して、いわゆる過剰利息(出資法に定める法定上限額まで)の無効請求を制限すること。また、この場合、クローバック期間に対する通常の破産型の制限を条件とすること。最大10年まで、利息の支払についての遡及責任を課す旨の規則によって、通常商業上の契約提示されるはずの条件などが提示されなくなる可能性もある。その代わりに、不良売掛金を適正に処理できるよう、通常の支払不能に関する規定を適用すべきである。

# ACCJ Viewpoint

transaction occurs and the confusing attempts to describe a revolving loan term under closed-end disclosure requirements

(iii) Limiting claims for rescission of so-called excessive interest (up to the legal limit set forth in the Investment Control Law) to borrowers demonstrating an inability to repay, and in such cases, making them subject to normal bankruptcy-type limits on the rescission period. A rule that imposes retroactive liability for up to ten years of interest payments undermines the certainty that commercial contracts are supposed to provide. Instead, normal insolvency provisions should be applied to encourage orderly workouts of troubled receivables.

## 消費者保護法および施行法の概要

日本の金融庁が消費者金融の実務に関して種々の提案をご検討されているのに際し、特に米国における既存の消費者保護法および施行法に関して次の情報を提供させていただきます。

### I. 広告の規制

#### 連邦による広告の規制

##### A. 貸付真実法の規制を受ける広告

連邦貸付真実法（15 U.S.C. § 1601 以下）によると、貸金業者が広告し得る事項は、消費者が実際に得られる、または得られると思われる条件のみである。また、手数料の率の情報など、レギュレーション Z の第 226.16 条で求められる、当初開示の中で開示すべき条件を広告に記載するのであれば、次の事項の開示も明確かつ目立つ形で広告に記載しなくてはならない。(1)課せられる可能性がある当座手数料および類似の料金。(2)適用の可能性がある定期的な料率、(3)課せられる可能性がある会費または参加費。

さらに、求められる開示が表または一覧表の形で開示内容の判断ができるほど十分に詳しく情報を提供する場合には、第 226.16 条は数ページにわたる広告または電子的伝達手段を用いる広告の利用を認めている。

##### B. 連邦取引委員会法と広告

連邦取引委員会法（以下「FTC 法」という。）（15 U.S.C. § 45）によると、連邦取引委員会（以下「FTC」という。）および金融当局には、いかなるメディアに掲出する融資の広告に関連するものを含め、「不公正または欺瞞的な行為または慣行」を禁ずる広い権限が与えられている。したがって FTC および金融当局は、特定の銀行法または消費者金融法の範囲には必ずしも含まれない容認しがたい商慣行に対処するため、FTC 法をますます多く援用するようになった。

FTC 法は不公正または欺瞞的な行為または慣行を規制する主たる連邦法であるが、FTC そのものは何が不公正で何が欺瞞的なのかについてはあまり多くの解釈を打ち出していないが、この問題について二つの公式なステートメントを公表している。「不公正に関する FTC 政策ステートメント」（不公正政策）を 1980 年に発表し、1984 年に改訂した。またもうひとつの指導方針である「欺瞞に関する FTC 政策ステートメント」（欺瞞政策）を 1983 年に発表し、1984 年に改訂した。この二つのステートメントは、広告を含め、特定の慣行が不公正または欺瞞的であるかどうかを判断する場合に FTC が考慮する諸要素を規定している。

不公正政策は、「消費者権利の不当な侵害」に関連する諸要素を挙げている。不公正な事実として認定されるには、当該侵害は、(1)相当程度で、(2)消費者の、または競争によって生ずる利益を相殺するにはいたらず、かつ(3)消費者が合理的に行動しても回避できないものでなくてはならない。

欺瞞政策は、欺瞞かどうかを判断するにあたり次の諸要素を分析する、と説明している。(1)表示、脱漏または慣行が消費者の誤解を招く可能性があるかどうか。(2)消費者の視点から見て当該慣行に合理性がある。(3)行為または慣行の重大性、すなわち、当該行為または慣行が、製品ま

たはサービスに関して消費者の行動または決定に影響を与えて消費者の権利を損なう可能性があるかどうか。

### C. オンライン広告に対する FTC の指導

第5条による権限を行使し、FTCは「ドットコム開示」（以下「オンラインガイドランス」という。）と題するオンライン広告に対する指導を公表した。その大原則は、オンラインマーケティングに対する FTC の指導に反映されている。オンラインガイドランスによると、オンライン広告の内容は、次の広告法の3つの基本原則に従わなくてはならない。

- 広告は真実であり、誤解を招く性格のものであってはならない。
- 広告主はその訴求したことを実現できなくてはならない。
- 広告は不公正であってはならない。

欺瞞を防止するために必要な情報は、「明確かつ目立つ性質」のものでなくてはならない。この「明確かつ目立つ」という基準は、広告の性格に依存する。しかし、考慮すべき要素としては、次のようなことが挙げられる。

- 説明的情報の掲出、およびその謳う主張との関連性。
- 開示事項の顕著性。
- 開示から注意を奪ってしまうようなものがサイト上にあるかどうか。
- 広告との相対的位置関係を含め、守秘開示事項の位置（一般的には、ガイドランスでは、免責条項を読むためにリンクへのクリックを消費者に求めなくてすむようにすべきであるとされている）。
- 開示事項の長さ。

FTC はまた、ウェブブラウザは種類によってウェブページをいろいろな形式で示すことがあり、そのために特定の開示事項の効果がブラウザに依存することもある、と注意を呼びかけている。また、大きさ、色、グラフィックスのようなその他の諸要素も開示事項を強調するのに役立つ。

オンラインガイドランスもまた、FTC の他のルールは「書面の」、「書面による」、「印刷した」、「ダイレクトメール」などの用語を使っているが、これらはオンライン広告にも適用されるものと見られる、と強調している。

### D. 欺瞞的な慣行に関する州法

ほぼすべての州では、不公正で欺瞞的な慣行に関する法律がある。それらの多くは FTC 法に類似しているが、それらの大部分は広告に適用される。しかしながら FTC 法と異なり、州法の多くは消費者に個人として裁判で提訴する権利を付与している。たとえば、カリフォルニア州法は広告に虚偽または誤解を招く記述を禁じている。禁止は広く適用されていて、消費者金融の場合にも通常は適用される。関連ある部分で、カリフォルニア州法は「不実なもしくは誤解をもたらす、不実なまたは誤解を招くと知られた、または合理的な注意を払っていれば不実であることまたは誤解を招くことが判明する」広告を禁じている。この規定の違反は軽罪であり、6か月以内の禁固刑または2,500ドル以下の罰金またはその双方が課せられる。

同様に、イリノイ州の消費者詐欺欺瞞商慣行法は、「取引または商いを行うにあたり、欺瞞的詐欺、虚偽の見せ掛け、虚偽の約束、虚偽の表示、または故意に事実の隠蔽、削除もしくは省略」を利用したまたは使用することを、実際にだれかが誤解し、騙され、損害を受けたかどうかを問わず、違法としている（815 Ill. Comp. Stat. 505/2）。このイリノイ州法は、消費者金融を業務とし

て行い種々の列挙した貸付行為の違反を犯した者を、法の趣旨内で有罪とし当該行為のために訴追される可能性がある、と定めている。

#### E. 英国における金融の広告

消費者金融を提供する広告は、2004年消費者金融（広告）政令により規制されている。同政令は1974年消費者金融法第24条を施行するためのものである。同政令は、広告が消費者金融の性格および実際のコストを公正にかつ総合的で確実に示すべきことを趣旨としている。同政令によると、広告には重要な点において虚偽または誤解を招く情報を記載してはならない。

同政令は、消費者金融およびその仲介業務に関する大部分の広告に適用されている。それらは次のようなものを含むあらゆる形式の広告に適用される。

- 印刷物、例えば新聞、チラシ、ビラ、カタログ、広告板。
- テレビ、ラジオ。
- インターネット。
- テレテキスト（文字多重放送）。
- テレマーケティング。

#### 米国におけるテレマーケティングの規制

連邦の主要なテレマーケティング法は、電話消費者保護法（以下「TCPA」という。）である。同法は連邦通信委員会（以下「FCC」という。）およびFTCが主管する<sup>1</sup>。以下の立論は、主にFCCルールを取り上げる。それはFTCルールと実質的に同一である。

#### A. 連邦の発信禁止リスト

連邦電話発信禁止（以下「DNC」という。）リストは、2003年3月制定の法律によって正式に認められた<sup>2</sup>。2005年9月現在、米国では6400万件を超える電話番号がDNCリストに登録されている。同法と施行政令では、DNCリストに掲載されている家庭の電話番号に対する電話での勧誘は違法となっている<sup>3</sup>。DNCへの登録は5年間有効である。具体的には、DNCリストは、電話による勧誘、すなわち、勧誘のための発信に許可を与えていない家庭加入者に対する、既往の取引関係<sup>4</sup>にはない発信者、免税の非営利資格を有しない発信者による、商業的発信を禁止している。

#### B. 会社固有のDNCリスト

---

<sup>1</sup> 47 C.F.R. § 227

<sup>2</sup> 電話送信禁止実施法、公法第108-10号、117 Stat 557(2003)。15U.S.C. §6101で立法化。

<sup>3</sup> 47 C.F.R. § 64.1200(c)(2)。

<sup>4</sup> 47 C.F.R. §64.1200(a)(2)(iv)-(v)。既往の取引関係とは、「ある家庭用電話加入者がある団体から当該電話の直近18か月以内に行った購入または取引を基礎として、またはある家庭用電話加入者がある団体に当該電話の直近3か月以内に行った当該団体が提供する製品またはサービスの問い合わせまたは申込みを基礎として、当該の者または団体と当該家庭用電話加入者の間に対価の交換を伴い、または伴わずに任意による双方向の連絡によって形成された関係で、いずれの側からのこれまで終了させなかったもの」をいう。同上、§ 64.1200(f)(3)。

テレマーケティング業者は、「自社固有の」発信禁止リストを保有していなくてはならない<sup>5</sup>。テレマーケティング業者が会社固有の発信禁止リストへの登載を求められた場合には、合理的な期間内に（30日以内）にその要求を満たさなくてはならない<sup>6</sup>。同法によると、自社固有の発信禁止リストへの登載を求めた消費者に対する電話は違法となる。

### C. 時間帯による制限

発信可能な消費者に発信する場合でも、同政令は、会社が電話で勧誘することができる時間帯を制限している。これは「資産、商品またはサービス・・・の購入、レンタルまたは投資を促進する目的で電話を発信すること」と定義されている<sup>7</sup>。この定義に該当する電話は、午前8時前または午後9時後は家庭用電話に発信してはならない<sup>8</sup>。

### D. 自動ダイヤル電話、人工音声または録音によるメッセージ

さらに、同政令は自動ダイヤル電話、人工音声または録音によるメッセージを制限している。たとえば、マーケターは、自動ダイヤル電話装置、人工音声、録音済み音声を利用して、緊急を要しない商業的な電話を、緊急電話回線<sup>9</sup>、病院の待合室もしくは病室<sup>10</sup>、または携帯電話<sup>11</sup>にかけてはならない。

## 米国における e-メールによるマーケティングの規制

連邦 CAN-SPAM 法は、e-メールによる広告を禁止するものではない<sup>12</sup>。ただし、同法は、詐欺的で誤解を招く方法を禁止し、商用電子メールであることを示す文言を付加すること、および当該送信者からのその後のメールの発信を中止する手段を受信者に与えることをその送信者に要求している。同本法はまた、強制力を伴う措置を違反者に加える権限を FTC および州当局に与えている。

### A. 本法の対象は主として「商用電子メールメッセージ」

---

<sup>5</sup> 同上, § 64.1200(d).

<sup>6</sup> 同上, § 64.1200(d)(3).

<sup>7</sup> 同上, § 64.1200(f)(9).

<sup>8</sup> 同上, § 64.1200(c)(1).

<sup>9</sup> 緊急電話回線には、「病院、医師、またはサービス施設、医療施設、中毒救急センター、消防署、警察署・・・の 911 番およびその他の電話」が含まれる。47 C.F.R. § 64.1200(a)(1)(i)。

<sup>10</sup> 具体的には、そのような発信を「病院、医療施設、老人ホーム、または同様の施設の入居者室、病室の電話回線に行ってはならない」。同上, § 64.1200(a)(1)(ii)。

<sup>11</sup> そのような電話を「ポケットベルサービス、携帯電話サービス、特殊な移動無線サービス、その他の無線コモンキャリアサービス、またはその他の受信側が課金されるサービス」に発信することは認められない。同上 § 64.1200(a)(1)(iii)。

<sup>12</sup> 2003 年無承諾ポルノ・マーケティング攻撃を規制する法律、公法第 108-87 号 (117 Stat. 2699 (2003)) , 15 U.S.C. §§ 7701-13; 18 U.S.C. §§ 1001, 1037; 28 U.S.C. § 994; and 47 U.S.C. § 227 で法制化 (以下「CAN-SPAM 法」または「本法」という。)

CAN-SPAM法は「商用電子メールによるメッセージ」を主たる対象としたものである。商用電子メールとは、「商業的な広告または商品またはサービスの販売促進（商用目的のために運営するインターネットウェブサイト上のコンテンツを含む）」を主たる目的とする電子メールによるメッセージ」と定義されている<sup>13</sup>。「商用電子メールメッセージの範疇には、取引を完結し、計算書を伝達するために必要なメッセージのような「既往の取引または取引関係に関するメッセージ」は含まない。

## B. オプトアウトの要件

商用電子メールメッセージを受領する者はだれでも、将来、商用電子メールメッセージの受領を拒否する実効性のある機会を当該e-メールの発信者から与えられなくてはならない。同法は、この「オプトアウト」の権利を保障するために、「明確かつ目立つ形で表示した返信用の電子メールアドレスまたはインターネット接続メカニズムの記載のない商用電子メールメッセージを、「オプトアウト」権で保護されたコンピューターに送信すること」を違法としている。そのアドレスまたはインターネット接続メカニズムは、「当該メッセージを受領した電子メールアドレスに当該送信者が将来商用電子メールメッセージを送信しないように要求するためのものである<sup>14</sup>」オプトアウトの機会は、送信した商用電子メールメッセージそれぞれについて、当該メッセージの送信から少なくとも30日間は、有効でなくてはならない<sup>15</sup>。

## C. 表示添付の要件

本法は、商用電子メールメッセージの発信者に「メッセージが広告または勧誘であることの明確かつ目立つ確認」をそれぞれのメッセージに表示することを求めている<sup>16</sup>。商用電子メールメッセージの発信者はまた、当該発信者からの将来の商用電子メールメッセージをオプトアウトできる受信者の機会を明確かつ目立つ形で注意書の記載をしなくてはならず、また「物理的な郵便送付先の発信者の有効住所」を含めなくてはならない<sup>17</sup>。

## 広告放送

現在、FCCは放送メディア（例、テレビ、ラジオ）に金融広告の特定の制限をしていない。1985年以前には、FCCは「虚偽で、誤解を招き欺瞞的なコマーシャル」を禁止する政策を維持してきた。この分野での規制を中止するにあたり、FCCは「主たる法執行メカニズムを超えた制限を課することを妥当とする、特別な知識経験も迅速性ももちあわせていない。FTCこそ、広告が虚偽または誤解を招くかどうかを判断する知識経験を持つ機関である<sup>18</sup>」と説明した。FCCはさらに、消費者は、州法および連邦法により、被害を受けた者を救済するFTCの法的訴訟手続きやその他の法的救済手段を含め、いくつかの手段により欺瞞的な広告から保護されている、と説明した。

## II. 免許の要件

<sup>13</sup> 15 U.S.C. § 7702（強調付加）。

<sup>14</sup> 同上，§7704(a)(3)。「保護されたコンピューター」とは、連邦コンピューター詐欺乱用法から借りた語で、インターネットに接続したいかなるコンピューターをも含むように同法に定義している。

<sup>15</sup> 同上，§7704(a)(3)(A)(ii)。

<sup>16</sup> 同上，§7704(a)(3)(A)。

<sup>17</sup> 同上。

<sup>18</sup> 『放送の不必要な規制を廃止する件』MM Docket 83-842, 57 Rad. Reg. 2d (P & F) 913, para 7, 38(1985)

## A. 連邦が課す要件

米国の連邦レベルでは、貸金業者の免許に関する包括的な規定は存在しない。その代わりに連邦金融当局が、貸金業務を含め、連邦保険加入銀行機関を規制する多くの法令の運用を担当している。法令は金融機関の設立契約のほか、継続的な管理・監督を定めている。連邦銀行法および適用される金融当局の規則の遵守は、厳重に監視され、その執行は厳格である。しかしながら、ノンバンクである貸金業者の免許は、当該貸金業者が業務を行う州に委ねられている。

## B. カリフォルニア州における免許の要件

カリフォルニア州貸金業者法は、免許なく貸金業または仲介業に従事することを禁止している。

免許を申請するにあたり、申請者は犯罪歴記録のチェックに必要な指紋および関連情報一式を提出しなくてはならない。指紋および関連情報は司法省（以下「DOJ」という。）に提出して、州および連邦の犯罪または逮捕の記録および履歴の情報を得るために用いる。DOJはまた、連邦捜査局（以下「FBI」という。）に連邦犯罪歴情報を請求し、回答をカリフォルニア州に提供する。貸金業者は免許を得ても、新しい場所で事業を行うためには再び申請を提出しなくてはならないが、それは州によって承認されることも拒否されることもある。申請書提出の時点において、申請者は審査料および指紋処理犯罪歴記録チェック費として100ドルを、申請料として200ドルを支払わなくてはならない。申請を撤回しまたは否認されても、いずれの費用も返戻されない。申請者はまた、一般に認められた会計原則に従って作成した州が受け入れ可能な財務諸表を提出しなくてはならない。当該財務諸表上、純資産は最低25,000ドルを必要とし、これを常時維持しなくてはならない。カリフォルニア州はまた、25,000ドルの保証金の積み立てを求めている。

申請の提出および費用の支払い後直ちに、州は申請者、および(1)申請者がパートナーシップであれば、そのジェネラルパートナー、および出資金の10%以上を直接・間接的に所有または支配する者または申請者の融資業務に責任を負う者を審査し、(2)申請者が法人、信託または協会であれば、その主要な役員、取締役、出資金の10%以上を直接・間接的に所有または支配する者または申請者の融資業務に責任を負う者を審査する。

申請は、列挙された事由に該当すると、却下される。その事由には、(1)申請中に重大な事実の虚偽記載を行ったこと、(2)10年以内に有罪判決を受けるか、有罪を認めるか、不正、詐欺、欺瞞を伴う行為を犯し、当該犯罪が実質的に免許規定に従い業務に携わる者の資格、能力または義務に実質的に関連することが含まれる。

## C. イリノイ州における免許の要件

イリノイ州消費者割賦金融法は、個人、パートナーシップ、協会、有限責任会社または会社は元本25,000ドルを超える金銭の貸付業務を免許なく営んではならず、イリノイ州法が許容する限度を超える率の利息、割引料または対価を課してはならず、契約してもならない、と規定している。かかる免許の申請は所定の形式の書面で行う。申請者は申請料として300ドルを、初年度の免許料として450ドルを支払う。申請者は、これまで純資産30,000ドルを維持し、将来も維持することを証明しなくてはならない。また、申請者および免許を受けた者は、25,000ドルの保証金の積み立てを求められている。申請と申請料を提出すると、州は、(1)有限責任会社のマネージャー、パートナー、所有者、役員またはそれらの取締役を含む申請者の評判が法律の目的とする範囲で当該事業を正しくかつ公正に運営できるという確信を保障するに足りるものであること、

(2) 申請者が純資産要件を満たすこと,を判断するために調査を行う。申請が却下された場合には、450 ドルは返却される。

施行規則は、次のような詳細な申請要件を定めている。(1)申請者の氏名、営業所候補地の住所、(2)事業体の形態。定款、パートナーシップの証明済み出資者明細、(3)申請者、ジェネラルパートナー、社長、事務長、執行上級副社長、取締役、25%超の株式を持つ個人の氏名、職業、居住地、信用調査書、年次順事業経歴書、重大な訴訟歴、もしあれば過去10年間の重罪歴、(4)一般に認められた会計原則に基づいて作成した直近の財務諸表、申請日の直近の四半期の貸借対照表および損益計算書、(5)他の州で拒否、取り消し、停止を受けたか否かにかかわらず（その事実があればその詳細説明書を含め）、申請者が貸金業者の免許を受けたあらゆる州の一覧表、(6)保証金、(7)代理人の選任書、(8)事業計画書、(9)店舗候補場所の内側および外側の写真、(10)当該場所内で行う予定の別の事業の詳細、(11)会社案内、(12)申請料、(13)その他必要な情報。

#### **D. ニューヨーク州における免許の要件**

ニューヨーク州は、個人または法人が、法律により免許を受けず、元本25,000ドル以下の消費者金融に従事し、当該貸金業者が法律で課すことを認められたよりも高い金利を課しまたは契約することを、禁じている。

免許の申請は、書面で、宣誓を付して、所定の用紙で行うものとし、必要な情報すべてを記載しなくてはならない。申請者は、申請者が事業を行う場所すべてを記載しなくてはならない。申請の審査のために営業場所の候補1件につき申請料1,000ドル、年間免許料1,000ドルを支払うものとする。申請者は自己資本要件と統合的な流動性に関する宣誓書を提出し、規則が定める融資が利用可能であることを立証するよう求められる。申請者は、申請者が営業のために営業所で最低50,000ドルの流動資産を確保できることを満足な形式で証明しなくてはならない。免許を受けた者は、別の場所で営業所を開設する場合、さらに書面で申請を提出しなくてはならない。

監督官は、申請人の財務上の責任、経験、性格および一般的な適性が、地域社会の信認を得られ、営業所ごとに50,000ドルの資産を確保でき、当該事業を正しくかつ公正に法律が目的とする範囲で運営できるという確信を保障するに足りると判断した場合には、免許を交付する。

施行規則は、貸金業者の免許を取得し、維持するためには、申請者は、(1)最低50,000ドルの流動資産、(2)最低100,000ドルの自己資本、(3)米国の銀行または保険会社からの最低100,000ドルの保証つきクレジットラインを維持しなくてはならない。

施行規則はまた、申請者の個人の経歴および金融業の経験を詳細に述べた調査会社の報告書を求めている。この報告書は、財務上の責任、経験、性格および一般的な適性の存在を州が判定するために必要な情報を含むものとする。

施行規則は、申請者が消費者金融業において確認しうる類似の融資および信用調査経験を少なくとも5年間にわたり有し、申請者がかかる経験を有する従業員を雇用したことがあり、将来雇用することを明らかとすることを求めている。関連する他の学歴および事業歴も、州の裁量により、経歴要件の評価にあたりプラスとなることがある。

#### **E. 英国における消費者金融法による免許**

個人または法人を問わず、英国で消費者金融業を行う者は、1974年消費者金融法により免許を受けなくてはならない。英国で無免許の消費者金融を行うことは刑法違反となる。新聞、ミルクの代金などを一週間ごとに支払うという小額の契約については、100ポンド以下を条件として、例外が認められる。免許は、(1)申請者が作成した申請書により、免許書記載の申請者本人に与える公正取引局(OFT)が発行する通常免許、(2)OFTが適切と考える期間有効のOFTが発行するグループ免許のいずれかである。パートナーシップまたは法人化されていない団体の場合を例外として、通常免許は複数の者に対しては与えない。パートナーシップまたは法人化されていない団体に与える通常免許は、当該パートナーシップまたは団体の名で与える。

通常免許を取得するには、申請者は、自らが当該免許の対象業務を行うに適した者であり、自らが申請し免許を受ける名称は、誤解を招いたり望ましくないものではないことを示さなくてはならない。通常免許の申請者が消費者金融に携わるのに相応しい者かどうかを判定するにあたり、OFTは関連があると認められる状況、ことに申請者、またはその従業員、代理人または同僚(過去または現在の)、もしくは申請者が法人の場合には、OFTには当該法人を支配すると見られる者またはかかる者の同僚が、次のことを行っていた証拠を検討する。

- 詐欺、またはその他の不誠実な行為、または暴力を伴う違法行為を犯した。
- 消費者信用法により規定された、もしくは消費者信用法に基づく条項に違反し、または他法域で効力をもつそれに相当する条項、または個人への信用供与もしくは個人との他の取引を規制する規定に違反した、
- ある事業の実施で、またはそれに関連して、性別、肌の色、人種、出身民族または出身国を理由とする差別を行った、または
- 欺瞞的、圧制的、またはその他不公正または不適切(違法かどうかを問わない)と思われる事業に携わっていたことがある。

### III. 監督および法執行

#### A. 連邦取引委員会法の執行

FTCはFTC法第5条により、「不公正または欺瞞的な行為または慣行」を禁止する幅広い権限を有する。FTCはFTC法による幅広い執行権を有するが、第5条は銀行、貯蓄組合、信用組合などの金融機関を含む規制業種に属する法人に関して、不公正または欺瞞的な行為または慣行に対するFTCの権限の適用除外を定めている(15 U.S.C. § 45(a)(2)参照)。金融機関の適用除外は、「第18条(f)(3) [15 U.S.C. § 57a(f)(3)]に定める銀行および貯蓄貸付組合」および「第18条(f)(4) [15 U.S.C. § 57a(f)(4)]に定める連邦信用組合」に及ぶ。これらの金融機関は、その代わりにそれぞれ連邦準備制度理事会(以下「FRB」という。)、貯蓄金融機関監督局(以下「OTS」という。)、および全国信用組合理事会の規制に服する(15 U.S.C. § 57a(f)参照)。これらの連邦銀行監督当局は、自ら監督する機関に関しては、第5条による執行措置を実施する権限を有する。

FTCは、FTC法の執行権限により他の法の遵守にも責任を負う。たとえば公正信用報告法(以下「FCRA」という。)の違反は、FTC法第5条に違反する取引の不公正なまたは欺瞞的な行為または慣行を構成し、FCRAそのものによる執行に加え、個人信用情報機関またはFTCによる執行に服するその他の者に関してはFTCが第5条に基づき執行する。金融機関による遵守は、次の場合、連邦預金保険法(12 U.S.C. § 1818)第8条によっても執行される。

- 国法銀行並びに外国銀行の連邦法支店および連邦法代理店は、OCCにより、
- 連邦準備制度の加入銀行（国法銀行以外の）、外国銀行の支店および代理店（外国銀行の連邦支店、代理店、および保険を付した州法支店を除く）、外国銀行が所有または支配する商業貸付会社、および連邦準備法（12 U.S.C. § 601 以下、§ 611 以下）の第 25 条および第 25 条(a)により営業する機関は、FRBにより、
- 連邦預金保険公社（以下「FDIC」という。）の保険を付した銀行（連邦準備制度の加入銀行を除く）および外国銀行の保険を付した州法支店は、FDICにより。
- 貯蓄組合でその預金が FDIC の保険の対象となるものは、OTS 長官により。

また、全国信用組合管理局（以下「NCUA」という。）は、連邦信用組合法（12 U.S.C. § 1751 以下）傘下の連邦法信用組合に関しては、第 5 条を執行できる。

## B. 連邦取引委員会の権限全般

FTC は業務停止命令、訂正広告、開示の改善、消費者救済、不当利得返還ならびにその他の金銭的救済措置および民事罰を含め、広い範囲の救済措置を図ることができる。

FTC は消費者保護法の実質的要件を次の方法により執行する。

- 行政命令。 FTC はある慣行が法律に違反していることを判断またはルール作成により初期決定できる。
- 行政判断。 FTC は行政的判断により「不公正または欺瞞的な慣行」（または他の消費者保護法制への違反）に対処することができる。違反があったと「信ずべき理由」がある場合には、FTC はその被疑事項を記載した訴状を出すことができる。被告が当該被疑事項の和解を選択する場合には、被告は責任を認めることなく確定命令を受けることに同意して同意協定に署名し、それにより司法審査を受ける権利を放棄する。FTC が同意案を承認したならば、それが確定する前に登録簿に当該命令のパブリックコメントを掲載する。
- 行政審判。 被告が同意協定の代わりに被疑事項を争うことを選択する場合には、FTC の執務規則に従い行政法判事が判断する。聴聞終了後、行政法審判官は、事実関係の所見と法律的結論を記載した「仮審決」を下し、停止命令の交付または審理の却下を勧告する。この命令は FTC に控訴可能である。
- 最終的な FTC 命令の執行。 命令は FTC または審理裁判所が停止しない限り、通常、送達から 60 日後に確定する。被告が最終命令に違反した場合、違反一件ごとに 11,000 ドルを限度とする民事罰が課される。罰則は、FTC の命令の強制執行を訴えた裁判で、地方裁判所が下す。裁判所は「命令的介入」、および自らが適切と判断する場合「その他のさらなる衡平法上の救済措置」を行うことができる。

## C. 通貨管理局による強制措置

OCC は、多くのクレジットカード発行会社に強制措置を発表した。その中には 2000 年 6 月に Provident National Bank を巻き込んだ 3 億ドルの和解事件、2001 年 12 月に First National Bank of

Marin を巻き込んだ 400 万ドルの和解事件がある。前者の和解契約では、同行はその取り扱い業務を一部変更して、約 3 億ドルの一時払い和解金を支払うことを約した。顧客に対して支払った金銭の大部分は、会員権関連の商品販売に関連したものである。和解金はまた、消費者が保有していた他のクレジットカードの残高に対して、同行が定めた競争可能な利率で販売された、残高振替プログラムにも充当された。この和解金は、同行のその他関連利率の開示に関するプログラムにも対応する。

First National Bank of Marin の和解契約は、OCC が不法、または信頼できず不健全と述べた業務を停止すること、またその業務により損害を受けた顧客に補償を支払うことを義務づけた。同行は、補償の支払いを扱うため準備金を設定し、当初 400 万ドルを積み立てるよう義務づけられた。OCC は、担保差し入れ条件付きクレジットカードを販売する際の同行の行為は FTC 法に違反する不公正で欺瞞的な行為であり、連邦預金保険法がいう信頼できずまたは不健全である行為、と結論づけた。この和解契約では、信用枠が 50 ドル未満のクレジットカードを受取り、銀行がカードを発行してから 60 日以内にカードをキャンセルした消費者に関して、申込手数料やその他の手数料を返還することを銀行に義務づけた。また、和解契約は、信用枠が 50 ドル以下のカードを受け取ることになると知り、カードを受け取る前に申し込みを取り消し、または申し込み手続きを完了しなかった消費者にも申込手数料を返還するよう義務づけた。この和解契約は、銀行がその販売行為と開示を改めるようにも義務づけた。

#### D. 州司法長官による強制措置

州法により定めた具体的な強制措置権限に加え（別添 10, 11, 12 参照）連邦法は、州の公務員に強制措置権限を与えることができる。たとえば、FCRA 第 621 条によると、州の警察長官、または州が指定する公務員または機関は、ある者が同法に違反した、または違反していると信ずべき理由がある場合には、州はいずれかの連邦地方裁判所または管轄権を有する他の裁判所にも当該違反を差し止めるように訴えを起こすことができ、当該者が当該違反の結果州民に与える損害を回復するため、当該州民に代わり訴えを起こすことができる。

そのような訴訟を提起する州は、FTC に書面で通知しなければならず、FTC またはその他の適宜の連邦機関は、権限、とりわけその訴訟に介入する権限を有する。

#### E. 英国の強制措置制度

消費者信用法を執行する権限は、公正取引局に与えられている。執行権限を正当に与えられた公務員は、債権者への立ち入り調査権を認められている。管轄当局は法令遵守を確認するため、試買（おとり捜査）することもできる。消費者信用法の違反は、禁固、罰金またはその双方で罰せられる。

### IV. 取り立て制限

#### A. 取り立て方法の連邦による制限

公正債権取り立て法（以下「FDCPA」という。）は、消費者金融の取り立てに関する不公正で欺瞞的かつ乱暴な取り立てを禁じている。通常、FDCPA は「第三者である取り立て人」にのみ適用され、自らの債権を取り立てる貸金業者には適用されない。FDCPA の第 803(6)条（15 U.S.C. § 1692a(6)）の中心的条文は「債権取り立て人」を「債権の取り立てを主要業務とする事業で州際通商の手段または郵便を用いる者、または他人に対して負う債務もしくは負うとされる債務を

直接または間接に常時取り立て、または取り立てようとする者」と定義している。その結果、自らの名で自らの債権を取り立てる貸金業者はこの連邦債権取り立て法の条文の制限を受けない。FTC 事務局は、「構成債権取り立て法に関する FTC 事務局公式コメントール」（以下「コメントール」という。）を発行している。このコメントールは FTC による FDCPA の解釈を規定している。これは事務局による同法の解釈を明確化しようとするものであるが、法の規定そのものには影響力を及ぼさない。これは FTC による、取引を規制する正式のルールでも勧告的見解でもないが、FDCPA の解釈としては役立つ。

## B. カリフォルニア州債権取り立て法

カリフォルニア州債権取り立て法は、連邦法をいくつかの方法で拡張している。カリフォルニア州法は、連邦法のように第三者である取り立て人のみならず、自らの債権を取り立てる貸金業者にも及ぶ。カリフォルニア州法では、「取り立て人」を「通常の事業活動として自らまたは他人のために常時債権取り立てに従事する者」としており FDCPA の定義より広い。この用語は、債権取り立てに用いられているまたは用いようとする、書式、書簡またはその他の取り立て手段を構成し、販売し、または構成もしくは販売しようとする者を含む。ただし法律でいう弁護士を含まない」（カリフォルニア州民法第 1788.2 条）。カリフォルニア州法には、当該債権がなりすまし行為の結果であることを証明する法定要件を債務者が満足する場合には、債務取り立て行為を禁止する規定が存在する。

## C. イリノイ州債権取り立て法

イリノイ州法も、同様な債権取り立て規定をもっている。イリノイ州債権取り立て代理人法（同州法規集 225 Ill. 425/1 以下）およびイリノイ州消費者詐欺欺瞞慣行法（同州法規集 815 Ill. 505/1 以下）の双方が債権取り立てに適用される。債権取り立て代理人法は、債権取り立て業者全員にイリノイ州専門職規制局への登録を義務付けている。登録義務は原債権者には適用されず、自らの債権を取り立てる銀行、金融機関、貸付機関および、自らの債権を取り立てる小売店には適用されない。イリノイ州債権取り立て代理人法では、たとえば債権を取り立てる者は、次のことを行ってはならないとされている。

- 暴力を用い、または用いると脅迫する。
- 根拠なく刑事告訴またはその他の法的措置で脅迫する。
- 雇い主に通報し、または通報すると脅迫する。ただし、債務者が 30 日を超えて債務履行を延滞しかつ債務者の雇い主に通報する旨の通知を受けている場合を除く。
- 頻繁な連絡により債務者または債務者の家族に迷惑をかける。
- 午後 9 時から午前 8 時までの間に債務者に連絡する。
- 債務支払いを拒む債務者のリストを公表する。

イリノイ州専門職規制局は、申し立ての審査を担当し、法に違反する取り立て代理人を処罰することができる。また、代理人を観察下に置き、代理人の免許を停止または取り消し、もしくは申し立て一件あたり 1,000 ドル以下の罰金を課すことができる。

## D. ニューヨーク州債権取り立て法

ニューヨーク州債権取り立て手続き法は、FDCPA を超えて、自らの債権を取り立てる貸金業者にも及ぶ。ニューヨーク州法が FDCPA を超えるのは、「主たる債権者」の定義であり、「個人、会社、法人または組織で、消費者が債務を負う先、負うとされる先、対価を支払うべきとされる

先、または当該個人、会社、法人または組織から債権を譲渡された者」となっている点である。たとえば、ニューヨーク州債権取り立て手続き法は、次のような行為を禁止している。

- 債権者が債務者に対する判決を得る前に雇い主に債務の性格を通報する。
- 債権者が通常とらない、またはとり得ない訴訟を起こすと脅迫する。
- 当該債務に関して契約以上の手数料を取り立てると脅迫する。
- 法的措置に類似した、または政府機関から認められたもしくは発せられたと装う方法で通告する。
- 乱暴または迷惑と合理的に考えられる頻度、時間帯に債務者またはその家族と接触する。

## V. クレジットカードの開示要件

### A. 申込書類および勧誘書類の開示事項

クレジットカードの発行者は、クレジットカード口座の申込書類および勧誘書類に、特定の開示事項を記述しなくてはならない。開示事項は明確かつ目立つ形で書面に記述しなければならないが、消費者が保存できる形式でなくてもよい。ある種の開示要件事項は特別な形式要件を満たさなくてはならず、表形式またはレギュレーション Z に指定した要件を満たす、目立つ位置におかなくてはならない。申込書類および勧誘書類に記載すべき開示事項は、次のうちから該当するものを選ぶ。(1)年利率（買い物の際の利率は 18 ポイントで印刷）、(2)年間費用および手数料、(3)最低融資手数料、(4)取引手数料、(5)据え置き期間、(6)残高計算法、(7)一括クレジットカードでの支払い明細書、(8)キャッシング手数料、(9)延滞手数料、(10)限度超過手数料、(11)残高振替手数料。

### B. クレジットラインの当初開示事項

貸金業者は、リボの初回の取引を前に当初開示事項を伝達しなくてはならない。当初開示事項は、当該リボに適用する実際の条件を反映しなくてはならない。開示事項は明確かつ目立つ形で、かつ消費者が保存しうる形で示さなくてはならない。開示事項は、次の項目のうち適切なものとする。(1)予約手数料率および年間利率、(2)その他の料金（予約料以外の）、(3)担保、(4)請求権の記述。

### C. クレジットラインの定期的開示事項

貸金業者は追加的な予約手数料が発生する日から少なくとも 14 日前に定期的開示事項を郵送または交付しなくてはならない。開示事項は明確かつ目立つ形で、かつ消費者が保存しうる形で示さなくてはならない。(1)従来の貸付残高、(2)クレジットカード取引の摘要、(3)前期支払い額、(4)期間利率および対応する年間利率、(5)手数料計算の基礎となる残高、(6)手数料の額、(7)その他の課される手数料、(8)契約終了日、(9)据え置き期間、(10)誤請求の通知を発送するあて先。

### D. 英国における開示要件

2004 年消費者信用（情報開示）令は、1974 年消費者信用法の開示規定を実施するための規定である。この政令は、契約に署名する前に債権者は 2004 年消費者信用（情報開示）令に規定する

開示事項を伝達しなくてはならない、と定めている。開示すべき保護および是正手段の情報および記述は、以下の通りとする。

- 読みやすく、可能であれば地の色と容易に区別しうる色とする。
- 他の情報や文言とは入り混じらず、合計と小計を区別できる文言、契約の条文との相互参照を可能にする。
- 表題以外は同じ顕著性で。表題は大文字、下線、太字またはゴシック体などで強調してよい。
- 次のような書類に記載する。
  - 関連契約を表す文書および当該契約を表す文書に引用するその他の文書とは別の書式とする。
  - 「契約前のお知らせ」と題する。
  - 表題と関連のない情報または語句を含まない。
  - 債務者が入手し、利用可能な紙またはその他の耐久性のある手段とする。
  - 開示した箇所から債務者がそれを取り出せるようにする。

同政令は、また次のような事項を債務者に開示するよう債権者に求めている。

- 契約が課す権利義務
- 当該信用の利息額および利率。
- 消費者信用法に規定する保護および救済措置。

## VI. 計算書およびその他の開示事項の電子的交付

### 計算書およびその他の口座関連事項の電子的交付に関する米国法

#### A. 国際国内取引における電子署名法

国際国内取引における電子署名法（以下「電子署名法」という。）第 101 条(a)は「署名、契約、かかる契約に関連するその他の記録は、電子的形式によっているというだけの理由で法的効果、有効性または執行可能性を否定されることはない」と規定している。電子署名法第 106 条(4)は、「電子的記録」を「電子的手段で作成、発生、送付、伝達、受領または蓄積した契約またはその他の記録」と定めている。また、電子署名法第 106 条(9)は、「記録」とは、有形のメディアに書き込まれた情報または電子的またはその他のメディアに蓄積され、認識しうる形式で検索可能な情報」と規定している。電子署名法を実施するための連邦ベースの政令はないが、同法自体、電子的契約および署名、またことに同法の肯定的同意条項の執行可能性を担保するため、企業が電子署名法を利用するためにとるべき措置を規定している。

#### B. 電子的伝達に関する中間最終ルール

FRB は 2001 年、5 つの連邦消費者保護法による開示事項の電子的伝達に関する統一基準を設定するため、FRB による公式事務局コメントールとともに、次の中間最終ルールを発表した。レギュレーション B（金融機会平等）、E（電子送金）、M（消費者リース）、Z（貸付真実法）、DD（貯蓄真実法）、（以下「中間最終ルール」という）。

中間最終ルールは、電子的開示の交付および時期に関する指針提供を目的としたものである。貸金業者のような会社は、当該会社が電子署名法に含まれる肯定的同意条項に従うのであれば、消費者に提供を要する開示事項を電子的形式の書面で交付することが認められる。

中間最終ルールは、「電子署名法・・・およびこの部のルールに基づき、債権者はこの部により書面で要求される開示事項を、電子的に伝達することができる」と、具体的に定めている。

中間最終ルールによると、電子的開示は、消費者が指定する電子アドレスあて e-メールで交付できる。または、それらを当該機関のウェブサイトなど他の場所で取得できるようにしても良い。しかし、中間最終ルールによると、ウェブサイトで入手しうる開示事項は、少なくとも 90 日間は入手可能でなくてはならない。

中間最終ルールは、2001 年 10 月 1 日に強制的な効力を発するものと予定されていた。2001 年 8 月に業界が出した強い懸念のために、FRB は強制的効力発生日を延期し、さらなる柔軟性をルールに与えるため追加的な調整を考慮すると述べた。以来、FRB はさらなる行動をとっていない。しかし、企業は、既往の方針および実務に従い、電子署名法を遵守するものを含め、電子的開示を継続交付することを認められている。しかしながら、中間最終ルールに従えば、企業は安全な方法を採用したことになる。

### C. 代替的顧客情報提供法

FRB は、消費者への定期的な書面による計算書の送付を完全に代替する手段を企業に提供する、再補充型デビットカードに関する中間最終ルールを発表した。具体的には、企業は、消費者への定期的報告の郵送に代えて、(1)電話で残高情報を提供できる、(2)消費者が電子的に口座にアクセスした時点から少なくとも 60 日前までの消費者の取引履歴を、インターネットにより提供できる、(3)消費者が請求した日から少なくとも 60 日前までをカバーする消費者の取引履歴を書面で、要求に応じ即時に提供できる。

伝統的な書面による定期的な報告モデルから脱却しようとする FRB の意思は、口座情報の伝達の方法および時期の両面において、他の定期的報告（クレジットラインについてのものも含む）その他情報を電子的に提供するための法的要件に柔軟に対応しようとする FRB の開放的意図を表している。

さらに、FRB は、デビットカード利用者が自らの口座をいかに管理し利用しているかに関する情報を得るため、カード所有者のフォーカスグループテストを行った。フォーカスグループ参加者の大部分は、電話により自らの残高を定期的にチェックし、オンラインで残高および取引情報をチェックした。これに対して、紙による定期的報告書を受領する参加者は、総じてその報告書を勘定の動きの記録としてファイルしているが、取引を追跡したり誤りを確認するためにはそれを利用することはまれであった。

### 英国における電子的開示

2004 年命令は、規制下にある契約を提供し通知またはその他の書類を交付するために、電子的伝達方法の利用を可能とし容易とするため、2000 年電子通達法により改正された 1974 年消費者金融法の種々の条項を改正した。この命令は、消費者が電子的交付の方法および伝達の形式に同意すれば、文書を電子的に伝達することを認める旨の第 176 条 A を、消費者信用法に挿入するものである。これらの文書は消費者が知らせるアドレスに送信しなければならず、将来の照会のため無

償でコピー可能な方法で蓄積できなければならない。この命令は、「紙」「ページ」という語は、適切であれば電子的伝達方法をも意味することを規定している。「署名」という語は、今では電子署名をも含む。さらに、この命令は 1983 年消費者信用令も改正した。これにより、署名欄および注意書きを定めている場合には、債権者は消費者が行うべき署名の提供、伝達または確認のプロセスまたは手段についての情報を記載することができる。

## VII. 連邦法による専占

### A. 実質的な専占

連邦法により認められた銀行の連邦法により与えられた権限を制限する州法に対する専占は、国法銀行と連邦貯蓄貸付組合に適用すると昔から認められている米国憲法の基本原理に基づいている。12 U.S.C. § 24 (7)は、国法銀行に「銀行業を営むに必要なすべての付随的行為」に従事することを認めている。米国最高裁判所の判例によると、連邦法により認められた銀行はすべて等しく、国法銀行の創設の目的に反する州法に制限されずに営業できるよう意図されている。さらに、連邦法は、連邦法により認められた銀行の連邦法により与えられた権限に反する州法に対する連邦法の専占を特定する OCC の権限を明示的に認めている。

この点に関して、OCC は連邦法の専占に関するルールを定めた。これは連邦法の専占のあらゆる問題に関する一連の連邦裁判所判例および OCC の解釈を規範化したものであり、連邦貯蓄貸付組合に適用する州法の種類について OTS が発した実質的に同種のルールと対比している。ことに、専占のルールは、国法銀行の預金受け入れ、貸付（不動産、動産）またはその他の業務を「妨げ、損ない、または条件付ける」州法に連邦法が専占すると説明している。専占ルールは、それらの各分野について説明している。さらに、この専占ルールは、州法が国法銀行の貸付、預金受け入れおよびその他の業務に適用される状況を明確にしている。それを行うにあたり、専占ルールは、国法銀行に影響する州法のうち、連邦法による専占の対象となる種類と対象とならない種類を挙げている。

住宅所有者貸付法（以下「HOLA」という。）により、OTS は連邦貯蓄貸付組合の営業に影響を与える州法は、連邦によって専占されることを示す規則および種々の勧告的見解を公布している。OTS 規則の範囲はきわめて広く、連邦貯蓄組合が貸し付けるすべての分野をカバーし、種々の融資商品に対する連邦法の専占の適用による区別はしていない。OTS の連邦法の専占に対する立場は、連邦貯蓄組合の連邦規制体制が、貯蓄貸付組合の融資業務に影響を及ぼす規則の「全分野にわたる」ということに基づいている。OTS の専占ルールは、当該規則が「連邦の一律な規制体制に従い、連邦貯蓄組合がその貸付権限を行使する最大限の柔軟性を連邦貯蓄組合に与えるために」意図された、と述べている。そのため、OTS 規則の第 560.2 条は、信用条件を含め、「与信活動を規制し、その他影響を与える趣旨をもつ州法に関係なく」その貸付権限を行使することを連邦貯蓄組合に認めている。

### B. 執行における専占

OCC は、自らの専管的執行権限を明確にするルールを発している。立ち入り検査権のルールでは、OCC が連邦法により認められた国法銀行の業務の「内容および行為」に関する専管的な立ち入り検査権および執行権を有することを明らかにしている。OCC の専管的な立ち入り調査権は、州が国法銀行を監督することを妨げている 12 U.S.C. § 484 に基づいている。OCC は、州職員が国法銀行に対して執行措置を行使する事例の増加に対応して、その立ち入り調査権を定めた。執行ルールは OCC の立ち入り検査権の範囲に関連して 2 つの点を明らかにしている。第 1 に当

該ルールは、OCCが連邦法により認められた国法銀行の業務の「内容および行為」に関する専管的な立ち入り検査権を有することを明確とするため、第7.4000条(a)(3)の文言を変更する。第484条は「国法銀行は、連邦法により認められたか、裁判所によって付与されるか、または議会が過去または将来に行使したまたは指示する立ち入り検査権以外の立ち入り検査権には服さない」と定めている。このルールは国法銀行の活動すべての「専管的監督官庁」としてのOCCの立場を明確にはしているが、州が「銀行業務」とはあまり関係のない法律、たとえば環境法や消防法を執行するのを妨げるものではない。同様に、OTSは貯蓄金融機関に対する専管的立ち入り調査権限を有することを主張している。

### C. 利息の持ち出し（輸出）

国法銀行法第85条（12 U.S.C. § 85）は、国法銀行にそれが所在する州の法律で認める利率で他の州でも利息を徴収することを認めている。さらに、OCCの規則は、「第85条にいう『利息』という語は、信用の供与、クレジットラインの提供、または与信条件に対する借入人の違反に対して、債権者または将来の債権者への対価の支払いを意味する」と述べている。さらに具体的には、同規則第7.4001条(a)は、「利息」を構成する報酬の種類には、期間に対応する利息、遅延損害金、不足資金に対する報酬、限度超過料、年間手数料、キャッシング手数料および会費が含まれると定めている。さらに、国法銀行は連邦預金保険法第27条(a)により同様な利息の持ち出し権限を有する。

同様に、HOLA第4条(g)は貯蓄組合に対し、州法に不利な規定があっても、貯蓄組合の本店の所在州の法律によりどのような種類の貸付業者にも認められている最高利率で貸し付け、またはその他の信用供与に利息を課すことを認めている。さらにHOLA第4条(g)を施行するためのOTSの規則は、ある州に所在する貯蓄組合は当該州の法律により、州法により免許を得た貸付機関に認められた最高利率で利息を課すことを認められている、と規定している。さらにこの規則は、州法が特定の種類の融資に種々の利息を課すことを認めている場合には、かかる貸付を行う連邦貯蓄組合は、許容された利息の決定にとって重要な、当該種類の貸付に関する州法の規定にのみ服するとまで規定している。

### D. 州法の効果

1. 消費者保護基準。 連邦法の構造如何にもよるが、連邦法は州法の代替法ではなく、むしろ実際には最低限度の法律として機能する。すなわち、連邦法の中には、州は連邦法が課す要件よりも幅広い要件を課すものがある。たとえば、FRBが管掌する連邦消費者保護法の大部分による基準は、州法が連邦法と整合的でないところについては、州法は連邦法に排除されるが、単に州法が連邦法より高度の消費者保護を規定してからといて、州法が連邦法と整合しないわけではない。たとえばレギュレーションZ（貸付真実法）は、「州法が債権者に連邦法の要件と矛盾する開示または行為を行うように債権者に求めるとすれば、州法は不整合である」と述べている。しかしながら、連邦法よりも高度の消費者保護を認める州法は、通常は不整合と考えられず、共存することができる。

さらに、連邦法を補足する能力を州法に提供する連邦法がある。たとえば、グラム・リーチ・ピリリー法（以下「GLBA」という。）第507条は、州による更なる保護を課すことにより、関連のない第三者への情報の開示に関連するGLBAの条文を補足するように州に促している。

2. 連邦法による明示的な専占。 他方、連邦法が規定する事項または業務に要件を課す州法に明示的に専占する連邦法もある。たとえば、2003年公正正確信用取引法（以下「FACT法」

という。)は、次の7つの重要な分野で既存の全国一律基準または専占基準を恒久化するために、FCRAを改正した。(1)関係会社間の情報交換、(2)消費者報告に含まれる情報、(3)個人信用情報機関に情報を提供する者の責任、(4)個人信用情報の利用に関連して不利な情報を消費者に提供する者の責任、(5)個人信用情報の利用に伴う事前選別活動、(6)消費者が情報の正確性について争う場合に個人信用情報機関が従うべき手続き、(7)個人信用情報機関がクレジットファイルからの情報を消費者に提供する場合、個人信用情報機関が消費者に説明すべき権利の概要の形式または内容。

FACT法はまた、FACT法がFCRAに付加した、なりすまし防止および影響緩和規定により、「必要となる行動」の全国一律基準または専占基準を規定している。それらの中には、(1)クレジットカードおよびデビットカードの口座番号のトランケーション、(2)詐欺の警告、(3)なりすましから生ずる情報の流出阻止、(4)個人信用情報にある社会保障番号のトランケーション、(5)「警戒」ガイドライン、(7)詐欺的債権の売却または移転の禁止、(8)詐欺的情報の債権取り立て業者による通報、(9)なりすまし告訴捜査の調整、(10)詐欺的情報の流通の阻止、(11)個人信用情報の処分がある。

FACT法はまた、(1)関連企業から得た情報に基づく勧誘、(2)リスクベースの価格設定通知、(3)なりすましの被害者に情報を提供する義務を含め、同法の他の新しい規定により「規制された事項」に関する、全国一律基準または専占基準の規定を追加した。

## VIII. 代替的紛争解決

### A. 米国における代替的紛争解決

契約当事者は、将来の紛争を仲裁に付託する旨の合意を契約中に挿入することにより、紛争が発生する前に代替的紛争解決（以下「ADR」という。）を通じて紛争を解決することに合意することができる。

消費者との契約で、ADRの最も一般的な形式は仲裁である。仲裁は紛争を最終的かつ拘束力のある解決のため、中立的な仲裁人に紛争を付託することである。仲裁は裁判所で行う裁判より略式であるが、仲裁人の裁定は最終的である。契約当事者は契約で、アメリカ仲裁協会のような特定の仲裁サービスを利用する旨、契約で合意する。契約当事者は通常、仲裁の費用を分担する旨、合意する。また特定の仲裁機関のルールでは、契約当事者が仲裁費用を分担すると定めている。ただし、多くの消費者との契約では、会社側が仲裁費用を全額負担することになっている。

典型的な仲裁条項としては、「本契約または本契約の違反から生じ、またはそれらに関連した対立または請求は、〔仲裁団体を記入〕が主宰する仲裁により、その適用ルールに従い解決するものとする<sup>19</sup>。仲裁人が下した裁定の判断は管轄権を有する裁判所で執行判決を受けることができる。」などがある。仲裁は裁判所の手続きよりも略式であり、裁判所における訴訟に適用される正式手続きは適用されない。仲裁に訴える場合には、当事者は紛争を記載した書面を、選択した仲裁サービスに提出し、手数料を支払い、写しを相手側に交付する。

仲裁審理は、概して裁判所の審理よりも迅速で、略式である。審理は私的なものとされ、裁判における審理とは異なり、通常公開されない。仲裁サービスが仲裁の実施を定める規則を持っている

---

<sup>19</sup> 契約当事者は、AAA 商業仲裁規則または JAMS (Judicial Arbitration and Mediation Services 法的仲裁調停サービス) の簡易仲裁規則のような特定の規則を選択することができる。

ても、契約当事者は他の手続きに合意していれば、仲裁人は通常当事者の合意を受け入れる。証拠開示手続きは認められるが、裁判所における裁判よりもずっと限定されているのが普通である。証拠開示手続きの必要がなければこれはメリットであるが、一方の当事者が立証のためにそれを要求する場合はデメリットとなる。連邦仲裁法では、仲裁人は文書の提出を求め、聴聞に出席を要求することができる<sup>20</sup>。しかし、証拠に関する連邦法は適用されず、通常仲裁人は、裁判では認められないような伝聞証拠やその他の証拠の提出を認める。契約当事者は、仲裁人の裁定に拘束される旨合意しているため、控訴権はきわめて限られている。

## B. 仲裁を認める米国法

連邦仲裁法（以下「FAA」という。）（9 U.S.C. §§ 1-16）は、明確に仲裁合意を認めている。第2条に次の通りである。

契約もしくは商業取引に関して爾後に生ずる争いまたは契約もしくは商業取引の全部もしくは一部の履行拒否を仲裁で解決する旨が契約書の条項として記載されている場合、あるいはかかる契約、取引もしくは履行拒否に関する既存の争いを仲裁に付託するとの書面による合意がある場合は、契約の取り消しに関するコモンロー上または衡平法上の事由が存在する場合を除き、それらの条項または合意は有効であり、取り消し不能であり、執行可能である。

仲裁合意に服すべき訴訟が裁判所に提訴された場合、裁判所は仲裁終了まで当該訴訟を停止するか、仲裁を強制することができる（9 U.S.C. §§ 3-4）。FAAは聴聞のため証人を招致する権限を仲裁人に与え、連邦裁判所は、仲裁人の招致に応じない者の出席を強制または仲裁人の招致に応じない者を罰することもできる（9 U.S.C. § 7）。

## C. 最近の仲裁判断

1. 2006年2月21日、米国最高裁判所は、仲裁を重視する従来確定していた見解を改めて確認する判決を下した。Buckeye Check Cashing, Inc.対 Cardegna 事件（126 S.Ct. 1204, (2006)）で、最高裁判所は「裁判所または仲裁人は、仲裁条項を含む契約の違法性のため無効であるとする訴えを検討すべきかどうか」という問題を扱った。Buckeye が問題とした契約は、原告が小切手と金融費用を交換に現金を受領した繰り延べ払い取引だった。この契約には仲裁条項があった。原告は、契約は高利でかつ違法であるから契約中の仲裁条項もやはり無効である、と主張した。

米国最高裁判所は、仲裁条項を含む契約の有効性を争う場合は、仲裁人が判断すべきであり、裁判所はそのような争いが仲裁条項そのものに関する場合にのみ関与すべきで、契約全体については関与してはならない、との判決を下した。

2. Discover Bank 対 ロサンゼルス高等裁判所事件（113 P.3d 1100 (Cal. 2005)）で、カリフォルニア州最高裁判所は、デラウェア州法が、消費者クレジットカード契約で仲裁を求める条項に関連する集団訴訟の権利の放棄を認めるかどうかの事案で、事案を控訴審に差し戻す判決を下した。Discover Bank 事件では、クレジットカードの発行時点では、原告のクレジットカード契約

---

<sup>20</sup> 宣誓証言のために仲裁人が証人を招致することが認められるかどうかについては、法域の間で見解の相違がある。

は仲裁条項や集団訴訟の放棄の条項を含んでいなかった。Discover Bank はその後、文言変更の規定に従い、契約に次のような文言を加えた

「変更の通知 当社は新しい仲裁条項を加えます。これにより、お客様または当社が両者間の請求または紛争を仲裁で解決することを選択した場合には、お客様も当社も当該事案について裁判所に訴えたり、陪審審理を受けたりする権利をもたないものとします。この仲裁条項は、これが効力を発生する日以前に起こした訴訟には適用しません」

「お客様も当社も、他の口座に関して他のカード会員による、または他のカード会員に対する仲裁で請求を統合すること、またある種の集団の代表者もしくはメンバーとして、または私的財務総裁の資格で要求を仲裁に付託しないものとします」

カリフォルニア州最高裁判所は、カリフォルニア州法によると「契約当事者間の紛争が、小額の損害にかかわると予測される状況での消費者附合契約に含まれる」このような集団仲裁の放棄は、不当で執行不能であると判断した。

しかし、カリフォルニア州最高裁判所は、法の選択条項ではデラウェア州法を指定することに合意したのであるから、本事案はデラウェア州法を適用すべきかどうかの判断について差し戻すべきであるとした。もしそうならば、集団仲裁の放棄は、文言の変更条項でカード所有者全員が当該変更の時点で仲裁条項をオプトアウトまたは拒否する機会を与えられたのだから、有効である可能性が大きいと見られる。

この点に関しては、OCC が強制的仲裁条項に公正性の観点から疑問を呈していることに注目されたい。別添 25 にある消費者仲裁に関するアメリカ仲裁手続きも参照されたい。

## IX. ニューヨーク州の小規模融資実例

### A. ニューヨーク州の小規模融資の免許交付および利率制限

ニューヨーク州小規模融資法（ニューヨーク州銀行法第 340 条以下）は、元本 25,000 ドル以下の消費者金融または元本 50,000 以下の自然人向け商業目的金融を行う貸金業者に適用される。これら業者は年 16%（ニューヨーク州では 250,000 ドルまでの自然人向け融資に対する高利の最高限度）を超える利息を徴収するには免許を必要とする（ニューヨーク州銀行法第 340 条）。銀行には年 16% を超える利率で利息を課すことを認める別の法律が適用される。すなわち、小規模融資で免許を必要とするのは、ノンバンクである。

小規模融資法では、免許業者は「本章第 340 条に規定した元本額を超えない金銭を貸し付けることができ、免許業者と借入人の間で合意した利率で利息を課し、契約し、受領することができる」（ニューヨーク州銀行法第 351 条）。1980 年までは、免許業者は貸付額によりいろいろの利率の制限を課されていた。1980 年、同州では当時の柔軟性にかける利率制限が、ニューヨークの貸金業者からの消費者金融の利用を困難としていた一方、州外の業者はニューヨーク州の利率制限にかかわらず、自分たちの利率をニューヨーク州に持ち込んで営業することができた。その

ため、ニューヨーク州法を変更する法律に署名した時の知事によると（別添 26 参照）、「大部分の法定利率制限を撤廃し、利率を市場の力に任せることにより、本法案はニューヨーク州民に消費者金融へのアクセスを保障することになった」（同上）。しかしながら、1980 年以降、「合意した利率」という語句をめぐる、免許業者が課す利率が完全に自由化されたのか、それともニューヨーク州刑法で定める高利の制限 25% が存続するのかわかり、若干の混乱があった。これに関しては、次に記述するように、ニューヨーク州銀行局は、この語句は民事の高利制限の 16% を越えた部分であると非公式に解釈し、25% を超える部分は刑法上の高利を構成するため 25% の制限があるとした（ニューヨーク州刑法第 190.40 条、第 190.42 条）。同時に、民法と刑法上の高利の制限は、ニューヨーク州銀行法に準拠して営業する免許業者には適用しないとするニューヨーク州の判例が少なくとも出ている。そのため、免許業者は法律の産物であり、その機能はニューヨーク州銀行監督官が発行する免許に由来するにもかかわらず、刑法の高利制限の適用があるかどうかは、依然として判明していない。ずれにしても免許業者は、免許業者が課すことができる利率に加え、ニューヨーク州銀行法第 351 条で明示的に認められる手数料を課すことができる。すなわち、それらの手数料は法律には具体的には定まっておらず、当該融資に適用する利率を計算するときには、それには含まれないのである。

ニューヨーク州銀行法第 353 条は、同法第 340 条により認められた額を超えて融資する免許業者は、一般的高利制限、すなわち既存の 16% の規定に服する。そのため、免許業者が消費者の個人的目的のために 25,000 ドルを超えて融資するのであれば、最高利率は 16% となる。

ニューヨーク州銀行局からは、この利率条項をめぐるいろいろな非公式な意見書が出ている。たとえば、2005 年 4 月 11 日付の書簡によると、ニューヨーク州銀行局は、ニューヨーク州銀行法第 340 条および第 351 条の規定ならびにニューヨーク州刑法第 190.40 条により、免許業者は年 25% を超えない利率で次の融資から利息を徴収できる。(1) 個人、家族、世帯、または投資の目的であれば個人向けに 25,000 ドルを超えない融資。(2) 事業または商業目的であれば 50,000 ドルを超えない融資。この書簡は、ニューヨーク州銀行法第 351 条が、利息のほかに法律に定めた手数料を借入人に課すことを免許業者に認めていることを確認している。

同様に、2005 年 1 月 12 日付けの非公式の見解書簡は、利率が 16% を超える場合には、免許が必要であるかどうかを論じている。問題の融資は、ニューヨーク州で個人、会社またはその他の企業体に 7,500 ドルから 50,000,000 ドルまでの金額帯で行うものである。そのような融資の中には利率が年 16% を超すものもある。同書簡は、第 40 条をニューヨーク州銀行法の一般債務法第 501 条とともに読むと、融資の利率が年 16% を超える場合には、ニューヨーク州内の個人に元本 25,000 ドル以下の融資を個人、家族、世帯または投資の目的のために行う業者、または個人に元本 50,000 ドル以下の融資を事業または商業の目的のために行う業者は、免許が必要となる、と規定しているのである。